

平成17年6月30日

於：2号館16階 船員中央労働委員会特別会議室

独立行政法人評価委員会
自動車事故対策機構分科会（第4回）

国土交通省

目 次

1. 開 会	1
1. 自動車交通局長あいさつ	1
1. 自動車事故対策機構理事長あいさつ	2
1. 委 員 紹 介	4
1. 配付資料確認	5
1. 会議の公開について	6
1. 資料説明・討議	
(1)平成16年度財務諸表に関する意見について	6
(2)長期借入金の償還計画に関する意見について	10
(3)平成16年度業務実績に関する評価について	11
1. そ の 他	53
1. 閉 会	56

開 会

●瀧本保障課長 皆様、おはようございます。

後ほど山下分科会長に議事進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます。
ただいまから、第4回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を開催させていただきます。

本日は足元が悪い中、御多忙中にもかかわらず、また早朝から御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

自動車交通局長あいさつ

●瀧本保障課長 それでは、第4回の分科会の開催に当たりまして、自動車交通局長の金澤から一言ごあいさつ申し上げます。

●金澤自動車交通局長 おはようございます。

山下分科会長初め国土交通省の自動車事故対策機構の評価委員会分科会の委員の先生方におかれましては、大変御多忙のところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

また、日ごろから各方面におきまして、私どもの自動車交通行政に多大な御協力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして、改めて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この分科会の先生方におかれましては、事故対策機構が独立行政法人になります以前の段階から、その中期計画あるいは中期目標などの策定等にもさまざまな御協力をいただきましたこと、ありがとうございます。

おかげさまを持ちまして、ことしで事故対策機構の設立から1年半が経過をいたしまして、本日この評価をいただきますのも2回目となるわけでございます。

この評価の仕組みは、今さら私が申し上げるまでもございませんが、国民に対して、独立行政法人がどのようにニーズに即応したサービスを提供できているかということ、国民の目から委員の先生方に御指摘、御指導いただく大変大切なシステムでございます。

昨年の評価につきましては、各自動車事故対策機構のさまざまな業務につきまして、個別の御評価をいただきましたが、おおむね順調ということをごさいます、その際特に機構として交通事故をどのように減らしていくかということについて、常にこれを念頭に置きながら、業務に取り組むべきであるという御指摘をいただいたところでございます。

交通事故をどのように減少させるか。これはもちろん、一人独立行政法人自動車事故対策機構のみが対応できることではございません。これは政府全体、私ども国土交通省自動車交通局が特にその責任を負っておる部局でございますが、全体の取り組みが必要であるわけでございますけれども、特に対策機構が独立行政法人として、その責任の一端を担っておるということでございます。

昨年のそうした評価を踏まえ、対策機構の方でもさまざまな取り組みをしてきております。そうしたことについて、今回の機会にさまざまな御意見をいただきまして、さらなる成果を上げていただけるように、私どもも指導してまいりたいと思います。

昨年がまだ半年の評価をいただいたことに対しまして、今年は丸1年。初めて丸1年の評価をいただくことになるわけでございますので、どうか今後の自動車事故対策機構の業務の効果的かつ効率的な遂行をするために、適切な御指導を賜りますことを心からお願い申し上げます、私の冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

自動車事故対策機構理事長あいさつ

●瀧本保障課長 続きまして、自動車事故対策機構の岩田理事長からごあいさつをお願いいたします。

●岩田理事長 岩田でございます。

本日は昨年に引き続きまして、私どもの業務実績を説明するお時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

一昨年の組織変更以来、今、局長のお話にもありましたけれども、役職員一同、サービス業としての自覚の徹底、あるいは業務の効率化とともに、収支面、これは新しい概念であまり意識がなかったんですが、収支面での意識が浸透するように役職員、努めてまいりました。

特に 16 年度の収支比率につきましては、たとえ戦線が伸び切ってしまうおそれがある

としても、できるだけ目標値を前倒しで達成できるように努力いたしました。その結果、後で御報告させますが、講習、診断業務ともに、中期計画目標の自己収支比率 35%以上を前倒しで達成することができました。

それに加えて、前回の評価委員会での御意見、御指摘を念頭に置きまして、機構業務の交通安全業務全体の中での位置づけを、職員や役職員に徹底させますとともに、適性診断や自動車アセスメント事業での具体的な事故防止効果の検証もいたしました。

さらに、業務を進めるに当たって、ひとりよがりにならないように、関係者から幅広い意見を聞くことが必要でございますので、運営懇談会というものを設けました。これは事業者さんもユーザーさんもそうですが、お医者さんとか、あるいは被害者の御家族の方々も含めた懇談会でございます。

それから、1つずつの業務を進めるに当たりまして、通称「あり方検討会」と言っておりますが、これらも外部の方をお呼びしてお願いをしまして進めております。

それから、我々の業務に相当する類似業務の海外の事例調査も行いました。

また、全国に伸びる本機構の業務内容から、出先全支所との意思の疎通。そごがあつてはいけません。そのために、2日間にわたって徹底した討議の場を設けました。これは昨年度もそうですが、今年度も既に行っております。

さらに、機構業務の実情に幅広い関係者の御理解は不可欠でございます。広報活動を活性化させてシンポジウムを開催するとか、あるいは従前の3倍増になるプレス発表などを行いました。

昨年、総体的な御意見をいただいて、十分答えられなかったものについて、時間がないので申し訳ないのですが、3点ばかりお答えさせていただきます。

1つは、各方面の努力にもかかわらず、なぜ事故発生件数や負傷者数が増えているのかというお尋ねでございました。これは、毎年の自動車走行キロや自動車保有台数がほぼ微増してございまして、これに比例して事故発生件数や負傷者数が増加しております。

しかしながら、死者数とともに重傷者数は減少傾向にあり、軽傷の事故だけが増えているということでございます。これは運転者の注意とかいろいろございまして、我々を含めて、各方面の努力によるものと思っております。

それからもう1つございましたのは、適性診断や自動車アセスメントの具体的な事故防止効果。これは先ほども申し上げましたけど、それをもとにした数値目標を持つべきではないかというお尋ねでございました。

調査検証過程のものもありまして、具体的には報告書の中で説明をいたしますが、適性診断では重大事故惹起率が、未受診者と受診者を比べますと、受診者の方が6割以下になってございます。トラックに限って言えば、半数以下という数値が出ております。

それから自動車のアセスメントにつきましても、これも後で詳しく説明をいたしますが、年間死者数400人、重傷者数1万1000人程度削減の効果があったと思っております。

ただし、この推計方法をもって、新たな何百人減少という目標を立てろという御指示だったと思いますが、推計方法や制度に考え方の相違が随分ございまして、正直申し上げまして、この推計指標をもって具体的に何百人、あるいは何万人の削減目標を立てるという自信がございません。中途半端でございますが、推計中であるということでございます。

それからもう1つございまして、事故防止対策を各機関がばらばらで行っている。いわゆる縦割り行政であって、もっと統一した機関が行うべきではないかということ。これはお役所の方にだと思っております。あるいは、本機構はもっと調整役を果たすべきじゃないかという御質問がございました。

御案内のように、交通安全施策は交通法規から始まりまして、運転管理とか車体の安全性とか、あるいは緊急医療とかいろいろございまして、多方面にわたっております。内閣の政策統括官が全体の計画をつくるのと、そういう施策の総合調整をしているので、私も交通安全白書を読みまして、どこかにすき間がないものかなと、16年版、17年版も読んだんですが、かなりきちんと総合調整を進めておられまして、施策も全部書いてございまして、ちょっと私どもが立ち入るすき間がないのかなと、発見をできない状態でございます。

以上、去年のお尋ねにつきまして申し上げます。

冒頭貴重なお時間をいただきまして、大変ありがとうございました。個々の業務ごとには、担当理事が後ほど説明をいたしますので、よろしくお聞きとどめ願います。ありがとうございました。

委員紹介

●瀧本保障課長 次に、本日御出席の先生方の御紹介でございますが、席上に配付しております座席図で御確認願いたいと思います。

坂井委員と島田委員ですが、本日は御都合により欠席になっております。

福井委員は、あと数分したら来られると聞いております。

現在7名中4名の委員の御出席をいただいておりますので、国土交通省独立行政法人評価委員会令第7条に定められています、会議の開催に必要な定足数を満たしておりますことを御報告させていただきます。

続きまして、国土交通省からの出席者を御紹介させていただきます。

自動車交通局長の金澤でございます。

私、保障課長の瀧本でございます。

保障課総括補佐の児嶋でございます。

安全対策室長の清谷でございます。

政策評価官の木場でございます。

自動車事故対策機構からの出席者を御紹介いたします。

岩田理事長でございます。

中山理事でございます。

上田理事でございます。

小串理事でございます。

配付資料確認

●瀧本保障課長 それでは、議事次第に従いまして議事を進行させていただきます。

山下分科会長、よろしくお願いいたします。

●山下分科会長 それでは、私の方で進行を務めさせていただきます。

本日はお忙しい中を集まっております、ありがとうございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

まず、配付しております資料につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

●瀧本保障課長 自動車交通局長ですが、都合により退席させていただきます。

まず、お手元の資料について確認させていただきます。

資料1、平成16年度財務諸表でございます。資料2、償還計画(案)でございます。資料3、平成16年度業務実績報告書でございます。資料4、平成16年度評価調書(案)でございます。

参考資料といたしまして、参考資料1から6までございます。

●山下分科会長 よろしゅうございましょうか。

会議の公開について

●山下分科会長 それでは、本日の会議の公開について若干の御説明をいただいて、御了解を最初にいただきたいと思います。

この点について、事務局からお願いいたします。

●瀧本保障課長 まず、今回の会議の公開についてですが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則等にのっとり、財務諸表並びに償還計画（案）につきましては会議を公開とし、業務実績評価の審議の過程につきましては非公開という取り扱いとさせていただきますと思います。

資料につきましても、資料4は非公開とさせていただきますと思います。

次に、本日の議題3の業務実績評価の結果でございますけれども、後日、国土交通省独立行政法人評価委員会の木村委員長に報告、同意をいただいた後に最終的に確定し、公表することとなっております。

また、会議内容につきましては、議事要旨、議事録を作成して公表することになっております。

ただし、業務実績評価に関しましては、議事要旨には主な意見を記載し、議事録には発言者の名前ではなく、「委員」と表記した措置を講じた上で公表することとなります。

●山下分科会長 以上のようなことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

●山下分科会長 ありがとうございます。

それでは、そういう扱いとさせていただきます。

資料説明・討議

(1) 平成16年度財務諸表に関する意見について

●山下分科会長 それではまず、議題(1)「平成16年度財務諸表に関する意見」につきまして、資料1、平成16年度財務諸表に基づきまして、自動車事故対策機構より御説明をお願いいたします。

●上田理事 経理・被害保護担当理事の上田でございます。

座ったままで説明させていただきます。

●山下分科会長 どうぞ。

●上田理事 それでは、お手元に配付しております白表紙の資料1、平成16年度財務諸表に基づきまして、ポイントを説明させていただきます。

まず、1ページは貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産166億円、固定資産180億円、資産合計で346億円となっております。

このうち流動資産の主なものとしましては、現金預金30億円、貸付金が154億円でございます。

現金預金は、ほぼ全額が預貯金でございます。その主な内容としましては、交通遺児に対する貸付用の資金が7億円、運営費交付金債務21億円。このうち4億円は、16年度の療護センターに係る未収業務委託費還付金を含んでおりますので、現預金としては17億円となっております。

貸付金は、交通遺児等への貸付金でございます。これに係る債権を債務者の財務状態に応じまして、一般債権、貸倒懸念債権、破産債権等の3つに分類いたしました。このうち、一般債権と貸倒懸念債権につきましては流動資産、破産債権等につきましては固定資産の投資その他の資産に計上しております。

なお、貸倒引当金につきましては、これまでの返還中債権の回収状況を踏まえまして、引当率を、一般債権については0.6%、貸倒懸念債権については53.1%と計上しております。その明細はこの資料の11ページの附属明細書(5)の貸付金等に対する貸倒引当金の明細に記載しております。

固定資産のうち有形固定資産の主なものとしましては、建物が68億円、土地が35億円でございます。

建物は全国4カ所で、私どもが運営しております療護センターの施設でございます。今年度は10ページの附属明細書(1)の固定資産の取得の明細に記載しておりますが、18億円ほど増加しております。これは千葉療護センターの介護病床の増設に係るものでございます。

なお、千葉の療護センターの介護病床は、本年4月1日から運営いたしております。土地は療護センターの敷地でございます。

投資その他の資産の主なものは、投資有価証券36億円でございます。これは貸付業

務勘定における当面の余裕金について効率的な運用を図るという観点から、16年度取得した国債26億円、それから政府保証債、預金保険機構債券でございますが10億円ございまして、これにつきましても明細は11ページの附属明細書(3)の有価証券の明細に記載してございます。

なお、投資その他の資産に計上しております破産債権等につきましては、破綻または実質的に破綻に陥っている債務者に対する貸付金債権ということで、引当率は100%計上しております。

次に2ページの、負債の部をごらんいただきたいと思います。流動負債は27億円、固定負債が190億円、負債合計217億円となっております。

流動負債の主なものは、運営費交付金債務が21億円でございます、これは15年度と16年度の2事業年度に係る人件費と、療護センターの経費削減等によります運営費交付金債務の未使用額の累計でございます。15年度の交付金の未使用額は9億円、16年度交付金の未使用額は12億円となっております、これにつきましても12ページの運営費交付金債務の明細に記載してございます。

当機構の運営費交付金収益の計上基準につきましては、7ページの「重要な会計方針」に記載しておりますが、費用進行基準を採用しております。

また、運営費交付金の収益化に際しましては、まず自己収入である業務収入を費用に充てまして、その差額に運営費交付金を充てることになっております。

固定負債の主なものとしましては、長期借入金が174億円。これは先ほど申し述べました、交通遺児等に対する貸付資金として政府からお借りしているものでございまして、平成20年以降、順次償還が予定されております。

この長期借入金の償還につきましては、別途資料2の長期借入金の償還計画がございしますので、そこで後ほど説明させていただきます。

次に資本の部ですが、資本金については増減はございません。

最後に、当期は利益剰余金が6200万円生じておりまして、その内容につきましては損益計算書で説明いたします。

続きまして3ページで、損益計算書でございます。当期の損益は経常費用合計が117億円に対しまして、経常収益の合計は118億円ということで、その差7900万円の利益を生じております。

これは交通遺児に対する貸付業務におきまして、貸付金債権の回収率向上に伴う貸倒引

当金の戻入れ利益の発生と、余裕金の運用に伴います利子収入が発生したことなどによるものでございます。

当期利益の処理につきましては、5ページの利益の処分に関する書類（案）に記載のとおり、前事業年度から繰り越しました欠損金が1700万円ございましたけれども、それをまず充当しまして、残りの6200万円を積立金として処理することといたしております。

続きまして、4ページのキャッシュ・フロー計算書です。これは当機構の1年間の活動状況を資金の流れからとらえたものでございまして、一番下の資金期末残高が29億9000万円ございますが、これは先ほどの貸借対照表の1ページの一番左上にございます、現金及び預金の金額と一致しております。

続きまして、6ページでございます。行政サービス実施コスト計算書でございますが、これは当機構の業務運営に関しまして、国民の負担に帰せられるコストでございまして、損益計算書上の費用から、まず自己収入を控除しまして、その額に承継資産に係る減価償却費相当額、さらに政府出資及び政府からの無利子借入金に係る機会費用などを加えたものでございまして、当期の行政サービス実施コストは、一番下の欄でございますが116億円となっております。

7ページの注記事項には、[重要な会計方針]を記載してございます。当期は余裕金の運用としまして、先ほども御説明しましたけれども、国債等の有価証券を取得したことに伴いまして、7ページの下の方に4.「有価証券の評価基準及び評価方法」を新たに記載しております。

10ページの附属明細書でございますが、ここには固定資産の取得の明細などの財務諸表の内訳明細や、セグメント情報の開示を記載しております。

以上が、財務諸表の概要説明でございます。

16ページ以降は、財務諸表の添付書類でございます。このうち16ページの事業報告書は、後ほど業務実績報告書のところで説明がございまして省略させていただきます。

24ページに決算報告書がございまして、これは当機構の会計処理につきまして、国の決算と同様に、予算の区分に従いまして、実際の収入、支出について記載したものでございまして、予算額と決算額の差額につきまして、その内容を備考欄に簡単に記載しております。

28ページには、監事の意見。さらに32ページには、会計監査人の意見を添付いたしております。いずれも財務諸表等について、適正に処理されているという旨の意見をいただ

いております。

以上でございます。

●山下分科会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました平成 16 年度財務諸表につきまして、御質問などございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

それではただいまの財務諸表に関しまして、国土交通大臣に対して意見をつけるかどうかということでございますが、意見はないということによろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

●山下分科会長 それでは、意見なしということで報告をさせていただきます。

(2) 長期借入金の償還計画に関する意見について

●山下分科会長 それでは次の、「長期借入金の償還計画に関する議題」でございます。資料 2 の償還計画（案）に基づきまして、機構の方から御説明をお願いいたします。

●上田理事 それでは償還計画（案）という資料 2 に基づきまして、概要を御説明いたします。

まず、長期借入金につきましては、交通遺児に対する貸付財源といたしまして、政府から借り入れたものでございます。17 年度期首の残高は 174 億円になっております。昭和 52 年から平成 9 年の間に借り入れたものでございます。

3 の表の一番右に借入年月日とございますが、昭和 52 年 4 月 26 日というのが一番上のものでございます。それから一番下の欄に、借入年月日、平成 9 年 9 月 1 日というものがございます。

平成 17 年度においては、長期借入金の借入見込みはございません。

借入金の償還方法及び期限につきましては、約定上 30 年据え置きの一括償還という条件になっておりますので、平成 20 年 3 月から順次返済を行いまして、最終の返済は平成 40 年 3 月となっております。

以上でございます。

●山下分科会長 ただいまの償還計画（案）につきまして、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

●堀野委員 先ほどの財務諸表の資料の1ページの資産の部のIの流動資産の2つ目のたな卸資産、概略800万円の内訳について、前回この金額は幾らでしたっけ。

●上田理事 資料1の財務諸表の11ページに、(2)で一番上の段にたな卸資産の明細が記載してございます。おっしゃるとおり、期首残高は前年度末の残高と同じものですが、2113万円ございまして、内訳が郵便切手と収入印紙でございまして、期中増減はございましたけれども、最終的に期末残高で795万円、800万円弱という金額になっております。私どもの全国50支所ございまして、50で割りますと1支所当たり16万円程度ということで、ほぼ適正規模になっているのではないかというふうに認識いたしております。

●堀野委員 私の聞きたかったのは、どういう方法で減らされたかを知りたかったんです。1年間で大分減らされましたよね。

●上田理事 はい。

●堀野委員 どういう方法で減らされたか、ちょっと知りたかったんですけど。

●上田理事 これは、郵便料金計器を導入いたしまして、要するに現物の管理はやはり危険負担が伴いますので、各支所に郵便料金計器を導入いたしまして、それで代替するという方策をとりました。

●堀野委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

●山下分科会長 よろしいでしょうか。

償還計画について、特にございませんでしょうか。

それでは長期借入金の償還計画に関しまして、国土交通大臣に対する意見はないということよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

●山下分科会長 それでは、意見はなしということにさせていただきます。

(3) 平成16年度業務実績に関する評価について

●委員 続きまして、議題(3)「平成16年度業務実績に関する評価」についてに移らせていただきます。

業務実績報告ですが、まず評価の進め方につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

●事務局 評価の方法につきましては、お手元に配付してございます参考資料1、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針に基づいて行われることとなります。

基本方針によりますと、資料3「平成16年度業務実績報告書」の内容をもとに、業務運営評価、自主改善努力評価を行い、最後に総合評価を行うこととされております。

業務運営評価につきましては、個別の項目ごとに中期計画の達成に向けた着実な実施状況にあると認められるかどうかを認定していただくこととなります。

まず、自動車事故対策機構が業務実績報告書を説明した後、自動車事故対策機構に御退席願いまして、平成16年度業務実績評価調書に、各項目ごとに審議していくということで進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

●委員 ありがとうございます。

それでは、以上のような進め方によることといたしまして、まず資料3「平成16年度業務実績報告書」につきまして、機構より御説明をお願いいたします。

質疑につきましては、特に問題がなければ、機構の御説明終了後に時間をとりたいと思いますので、委員の皆様方はよろしくをお願いいたします。

それではよろしくお願ひします。

●事故対機構 私の方から、ポイントについて説明させていただきます。

今年の業務実績報告書でございますが、昨年は実は118ページでございました。ことしは151ページということで、33ページふえております。今回16年度は当機構、非常に一生懸命業務をやりましたので、その状況につきましてかなり詳細に記載をしております。私の方からは30分程度、ポイントについて簡単に説明させていただきたいと思ひます。

1ページでございますが、業務運営評価に関する事項ということで、組織運営の効率化。年度計画のポイントとしましては、本部組織においてマネージャー制を導入するということでございまして、これにつきましては1ページの下の方に書いてございまして、検討会を設置いたしまして、さまざまな検討を行いました。

結果的には2ページでございますけれども、本部組織におけるマネージャー制を導入しております。3月1日から課制を廃止いたしまして、マネージャー制を導入しております。

マネージャー制の導入に伴いまして、職員2名の管理部門の定員削減も実施をしております。

マネージャー制のねらいとしましては、そこに書いてございますが①として、部内の業務繁閑に応じた機動的な人材を配置する。あるいは②の、本部組織にまたがる重要課題への対応ということで、横断的な業務の取り組みについてきちんとやっということうことで、マネージャー制を導入いたしております。

3 ページでございますが、地方組織におけるマネージャー制の検討についても現在進めておりまして、これにつきましては本年 10 月を目途に、全支所にマネージャー制を導入するべく、現在検討を進めている段階でございます。

4 ページでございます。人材の活用という点でございますが、年度計画としまして適性診断業務において、産業カウンセラーなどの資格を取得した職員を 82 名配置する。あるいは、職員の能力・実績をより適正に評価する基準の検討を行うということでございまして、実績としましては 4 ページの下でございますが、資格取得者を全国に 83 名配置し、それから、職員の能力・実績を、より適正に評価する基準の検討ということで、これは基準を設定しております。

5 ページでございます。現行評価制度を改正いたしまして、見直し項目、そこに書いてございますが、目標管理手法を導入するという。あるいは、評価結果を職員に伝えるという制度の改正を行いまして、これから施行をしていくということでございます。

6 ページでございます。指導講習業務に関連してでございますが、職員の講師の育成をして、外部講師を減らしていくということでございます。育成した職員によって、専任講師が行っていた講義の 10%以上を実施する。そのために外部研修、内部研修を行うということでございまして、これの実績につきましては 7 ページでございますが、計画どおり実施をしてきているということでございます。

9 ページは年度計画としまして、指導講習についてインターネット予約システムを構築して、試行的に東京主管支所に導入をするということでございます。

これの実績につきましては 10 ページでございます。インターネット予約システムを試行的に導入するということうことで、ID付与を 6950 事業所と書いてございますが、これは運行管理者の専任が必要な全事業所について ID を付与しております。

ただ、指導講習につきましてはここまででございまして、16 年度の予約についてはありません。17 年度になりまして、かなり実績を上げてきております。このシステムは全国的に展開するということうことで、システムの構築につきまして慎重に取り扱った結果、こういう実績になっております。

11 ページでございます。年度計画としまして、指導講習の会場の集約化によって、経費を節減するというところでございます。この会場の集約化については、計画どおり実施をしてきております。

13 ページでございます。指導講習につきまして、自己収入を前年度より向上させるということで、実績としましては下の黄色の部分に書いてございますが、自己収入を 2400 万円向上させたということで、計画を達成してきております。

15 ページでございます。指導講習の自己収入比率を 34%以上に引き上げるということでございまして、黄色の部分の実績であります。15 年度に比較しまして自己収入比率を 3.3%向上させたということで、トータルとしまして 16 年度の赤い部分の左に書いてございますが、36.5%ということで、計画を 2.5%上回る実績を上げております。

17 ページでございます。年度計画としまして、研修を実施するというところでございまして、適性診断についてカウンセリングのための研修ということでございまして、これにつきましては 18 ページでございますが、計画どおり 25 名の者に対して応用研修を実施し、備えているということでございます。

19 ページにつきましては、適性診断業務につきまして、新たにインターネット予約システムを構築して、試行的に東京主管支所に導入するというところでございます。

20 ページで、適性診断につきましては、16 年 12 月から 17 年 3 月までの 4 カ月間で、約 2 割を超えるインターネット予約がありまして、かなり利便性が高まってきているということでございまして、利用者の御意見につきましても、好評を博しているということでございます。

21 ページでございます。適性診断の自己収入を前年度より向上させるということでございまして、黄色の部分の実績であります。自己収入を 3800 万円向上させたということで、計画を達成してしております。

23 ページで、年度計画で適性診断の自己収入比率について、34%以上に引き上げるということでございまして、実績は「自己収入比率を 3.2%向上させた」と書いてありますが、トータルとしまして 16 年度の実績値、赤い棒グラフの横に書いてございますが、37.1%ということで、計画を 2.1%上回る実績を上げてきております。

24 ページでございます。「療護センターについての医療水準等について、タスクフォースによって外部評価を行って、その結果をホームページなどで公表する」と書いてございます。その実績について、黄色の部分であります。タスクフォースにつきましては 6 月

3日に開催をしております、この評価結果について、6月20日に公表をしております。そこに書いてある内容の評価をいただいております。

26ページでございます。療護センターについての、既存病床の運営経費を2%程度に相当する額を節減するというところであります。これにつきましては27ページに実績が書いてございますが、2.5%の運営経費を節減したということで、計画を0.5%上回る達成をしてきております。

28ページでございます。介護料支給に関する年度の計画によりますと、電子データによる支給額積算業務を実施する、あるいは請求事務プロセスの見直しを検討するというところで、実績につきましては28ページの下に書いてございますが、支給額積算業務の主管支所への集約化、それから29ページであります、請求事務プロセスの見直しを検討して、計画どおり実施してきております。

30ページで、交通遺児などへの支援業務ということで、債権回収率90%以上を確保するというところ。それから債権回収経費について、14%程度に相当する額を削減するというところであります。これにつきましては31ページであります、債権回収率の実績につきましては90.6%ということで、計画を達成しております。

31ページの下で、債権回収経費の削減ということで、これにつきましても計画は14%であります、削減率16.2%ということで、計画を上回る達成をしているということであります。

33ページであります。債権管理委員会において、貸付債権の評価を実施する。それからホームページで公表するというところでありまして、評価につきましては33ページの下に書いてございますが、そこに掲げますような評価をしております。

公表につきましては、34ページであります。評価結果についての公表であります、そこに貸倒引当金の明細が書いてありますが、6月27日にホームページで公表をしております。

35ページは、情報提供業務、自動車アセスメントの関係であります、年度計画としましては、1台当たりのブレーキ試験実施費を2%程度削減するという目標値であります。

36ページに実績が書いてございまして、1台当たりのブレーキ試験実施費、2.6%削減したということで、計画を上回る達成をしているということでございます。

37ページで、業務全般についての関連であります。年度計画、一般管理費について、前年度予算の3%程度に相当する額を削減するというところで、この実績につきましては38

ページであります。トータルとしまして、年度計画3%削減を上回る、5.8%の経費削減を達成しております。定員削減、それから給与水準の引き下げ、事務所借料などなどの見直しを行いまして、経費の節減に努めているということでもあります。

40 ページで、国民に対して提供するサービス、業務の質の向上等々でございます。指導講習の関係ではその年度計画に書いてありますが、講習回数の増回、業態別の一般講習、それから事業規模別の講習を実施するという年度計画であります。

40 ページの下であります、その実績につきましては、講習回数を50回増回しております。41 ページであります、業態別講習を596回実施しております。

42 ページであります、事業規模別講習を4回実施する等々、計画を達成してきております。

44 ページに、年度計画、少人数受講者参加型のグループ討議云々という講習をやるという計画であります。

45 ページに写真を載せておりますが、こういう形でグループ討議を交えた講習を実施してきております。回数につきましても、前年に比べて増加をしてきている。さまざまな工夫を行い、講習を実施してきているということでもあります。

47 ページであります、年度計画としまして、指導講習について企業コンサルティングを試行的に実施するという事で事故防止コンサルティング等々についての記載がございますが、この取り組みにつきましては48 ページでございます。

運送事業者4社に対しまして、コンサルティングを試行実施してきておりまして、自動車事故対策機構の業務として、適性診断あるいは指導講習という、ある意味では単品サービスがあるわけですが、そういうものをすべて組み合わせた全社的な取り組み、アドバイスをすることによって、そこに実績が書いてございますが、かなりの事故抑制効果があることが検証されてきておりまして、この方面については今後の大きな取り組むべき課題ではないかと考えております。かなり好評でございます。

聞くところによりますと、土曜日にも職員に要請があって、ぜひやってほしいという声もあるというふうに聞いております。

50 ページであります。適性診断活用講座の実施結果を踏まえて、指導講習の講習教材を作成するという事で、これにつきましても後段に書いてありますような、ビデオ教材を作成する等々工夫をしてきております。

51 ページであります、年度計画は、受講者・事業者に対する調査を実施して、ニーズ

に合った講習内容の充実を図るということで、これにつきましては要望をきちんと把握をいたしまして、51 ページの後段に書いてございますような、講習回数の増回、内容の改善、講習方法の改善等々、実施をしてきております。

55 ページであります。年度計画としまして、指導講習について5段階評価の調査をやっておるわけですが、この評価を上げるということでございまして、そこに書いてありますように毎年向上をさせてきておりまして、現在は4.34 ということで計画を達成してきております。

事業者の評価につきましては56 ページであります。これにつきましても年々改善を図ってきているということでもあります。

59 ページであります。適性診断業務の新しい機器、自動視野測定器10台以上、貸出用診断機器50台以上導入、あるいはアイカメラ・シミュレーター等々ございますが、これについても着実に実施してきておりまして、60 ページであります。かなり小型化を図り、見やすい画面にする等々の工夫をしてきております。

61 ページで、アイカメラ・シミュレーター。運転するときに、運転者の視線がどういうふうになっているか。それによって、事故惹起者と事故を起こさない人の違いはどうかというものの研究開発をやっておりますけれども、その状況が書いてございます。

62 ページを見ますと、無事故の運転者はかなり視野が広い。一方、事故を惹起する運転者はかなり視野が狭いという結果が出てきておりまして、これをどういうふうこれから適性診断なり、指導講習に生かしていくかというのは課題でございます。

63 ページであります。年度計画としまして、助言内容を業態別に改良する、あるいは全カウンセリング担当職員に対して研修を実施する、あるいは適性診断活用講座を試行的に実施するというものでありまして、これについても63 ページの後段に書いてありますように、着実に実施をしてきております。

66 ページで、真ん中に書いてありますが、適性診断の活用講座についても講習回数26回ということで、これについてもかなり好評というふうに聞いております。運行管理者を対象にして、適性診断の結果をどういうふうに運転者に伝えていくのか。その伝え方によって、かなりの事故防止効果があるということで、これについてもかなり好評と聞いております。

68 ページであります。年度計画としまして、産業カウンセラー等の資格取得をするということでありまして、これについても実績では計画どおり実施をしてきております。

69 ページであります。適性診断結果を事業者あるいは関係者に情報提供をするということで、69 ページの後段に書いてありますが、例えばそのバス会社の適性診断の結果が、全国あるいはその管内でどうかというデータを示しますと相当関心を示して、どうすべきかということを考えるというふう聞いております。これについても今後、かなり注目されていくのではないかと考えておまして、情報提供もやってきております。

71 ページであります。ニーズ調査をして適性診断の改善に努めてきているということでありまして、72、73 ページに書いてありますが、診断機器を見やすい液晶画面にするとか、喫煙の関係、あるいは見やすいディスプレイ装置を導入するなどして、改善を図ってきております。

77 ページであります。適性診断の5段階評価の調査をやっておりますが、4以上ということで、これについても毎年確実に評価を向上させてきているというのが、77、78 ページに記載しております。

82 ページで、療護センターの関係であります。年度計画で脱却者数を14人以上とするということで、実績としましては15年度下半期から累計で26人ということで、かなり計画を上回る実績を上げてきております。

83 ページで、年度計画で各療護センターの入退院プロセスの構築の検討であります。これについてもその後段に書いてございますような、入退院プロセスに係る課題について、各療護センターの考え方をまとめて整理をしてきておまして、こういうものをつくって統一的な取り扱いにしていくということでございます。

85 ページで、療護センターにおける短期入院事業でございます。有効活用を図って短期入院を受け入れるということでありまして、実績としましてはそこに書いてありますような126人日ということで、これも着実な成果を上げてきているということでもあります。

87 ページであります。メディカル・ソーシャルワーカー等によります、患者各位に対する支援等々でございますけれども、87 ページの後段に書いてございますが、支援をしてきております。

88 ページは、在宅介護支援の関係の実績が書いてございますが、療護センターから情報提供をして、在宅介護に役に立つような情報を提供しているということでございます。

89 ページであります。療護センターによる学会発表が年度計画として10件以上であります。実績としては18件の研究発表でございます。

90 ページであります。短期入院協力病院への実務研修等についても実施をしてきてお

ります。

91 ページであります。地域医療機関との連携を療護センターは図って、9000 件以上の高度先進医療機器の検査を受託するという事で、実績としましては1万 2450 件という事で、計画を上回る実績を上げてきております。

92 ページで、介護料支給等の支援業務であります。被害者の状況に応じた介護料の支給、それから一般病院への短期入院費用に係る助成等々でございます。92 ページの後段は、介護料支給実績について、年々増加をしてきているということでございます。

94 ページ、短期入院に際しての受け入れ、費用の助成についても増加をしてきているということであります。

95 ページが、介護福祉士等による積極的な相談支援等々、あるいは評価度を上げていくということであります。95 ページの後段に書いてございますが、さまざまな形の介護相談が寄せられてきているということでございます。

96、97 ページにつきましては、「介護だより」を通じて情報提供、あるいは家族の評価度についても、そういうふうな状況になってきております。

100 ページであります。交通遺児などに対する支援業務の中の、無利子貸付あるいは「友の会の集い」、「絵画コンテスト」、それから評価を4以上に上げるということであります。100 ページの下の方には無利子貸付、これは残念ながら貸付件数、金額等々が少子化等の影響で減ってきておりますが、こういう実績を上げてきております。

101 ページでは、「友の会」の運営、精神的な支援の実績であります。ここに掲げるような状況になってきております。

102 ページであります。友の会会員の評価度については、徐々に改善がなされてきているということであります。

103 ページは、広報活動業務で、介護料支給業務、交通遺児の関係、あるいは療護センターの関係等々についての年度計画がでございます。

104 ページに実績が書いてございますが、パンフレット、ポスター等々をつくりまして、広報を実施してきておるということであります。

106 ページについても、療護センターの関係の広報をしてきております。

107 ページで、自動車損害賠償保障制度についての周知宣伝業務等であります。実績としましては交通安全アクション等々の活動に参加しまして、当方の業務を紹介するとともに、自賠責との関係等々についての宣伝を行っております。

108 ページに写真が載っておりますが、一般の方がかなり関心を示して来ていただけるのは非常にありがたいと考えております。

109 ページ、支所単位での活動であります。実績としましては下に書いてあるような状況でございます。

111 ページ以降が、自動車アセスメントの関係でございます。安全性の向上の指標の2%以上の改善ということで実績値が書いてございますが、確実に安全性は向上してきておるということでございます。

113 ページが、パンフレットの配布、ホームページの改善、それから評価度の向上であります。113 ページの後段に書いてございますが、パンフレットを配布しておりますし、114 ページではユーザーの要望を把握して、かなり改善をしてきております。わかりやすいパンフレットを配布しておりますし、あるいはホームページを改善しまして、試験結果をメーカー別、あるいは車種、カテゴリ別に検索できるようにしてきております。

115 ページ、ユーザーの評価度も改善をしてきております。

117 ページであります。これは実績としまして、従来は年1回の発表だったんですが、試験結果が出てきたらそのときに発表するというので、年2回にして公表回数をふやして、ユーザーの関心を引くように工夫をしてきております。

118 ページであります。側面衝突安全性評価等々について、下の方には関連の事項が書いてありますが、歩行者の頭部保護性能試験を実施しております。日本の車はかなりボンネットの部分等が改善されて、歩行者に優しくなっているという状況が、118 ページの後段でわかります。

それから、側面衝突試験の方法につきまして119 ページであります。さまざまな調査を行っております。工夫をしていきたいと思っております。

120 ページで、評価結果と実際の死亡・重傷との関係の相関についての分析をかなり詳しくやっております。121 ページ、122 ページについて、その結果を示してきております。かなり高い相関があるということでありまして、123 ページにトータルとしてどういう効果があったのかということでありましたが、先ほど理事長のあいさつの中にありましたけれども、自動車アセスメントの効果評価をやっております。8年間で1900人の死者数削減、5万2000人の重傷者数の削減。15年度では、単年度で見ても死者数400人、重傷者数1万1000人の削減ということで、自動車アセスメントについては、かなり効果を上げてきているというような分析結果になってきております。

この分析結果につきましては、専門の方々による検討会を設けまして、そこでかなり詳しい議論の上、こういう結果になってきております。

124 ページであります。自動車アセスメントについての国際的な活動、あるいは試験方法の改善等々について、124 ページの後段に書いてございますが、実績としましてはかなり活発に国際機関会議に出席をしまして、情報収集に当たっているということでもあります。諸外国の状況も見ながら、あるいは日本の事故の状況を見ながら、今後の自動車アセスメントをどうするかということについて、検討を今進めているという状況でございます。

126 ページは、予防安全技術についての、一つ、スタビリティ・コントロール・システムというものがあるんですが、それがどういうふうに事故防止に効果があるのかというような公開実験もやりまして、将来こういうものをどういうふうに自動車アセスメントに取り入れていくかということについても、調査研究を進めてきております。

127 ページ、自動車アセスメントについて、タスクフォースによる外部評価を行って、その結果をホームページで公表するというので、6月3日にタスクフォースを開催しまして、6月20日に公表しております。評価結果につきましては、そこに書いてあるような状況でございます。

128 ページ、評価の中で一つ、諸外国の安全情報について、ホームページで紹介する取り組みが必要であるということが評価されておりますが、これについては現在どういうふうに紹介すればよいのかということについて、検討を進めている段階でございます。

129 ページから 136 ページまでは、先ほど財務諸表の際に説明されておりますこともありまして、省略をいたしまして、137 ページに飛んでいただきます。

千葉の療護センターの介護病床についての整備の計画がございましたけれども、138 ページにその実績がございまして、17年3月に施設整備が終了しまして、病床数30床が増設をされたということでございます。

139 ページは人事に関する事項でありまして、職員数の抑制についても 140 ページに書いてございますが、マネージャー制の導入に伴いまして削減をしてきております。

141 ページ以降は自主改善努力でございまして、これについてはさまざまな取り組みをしております。これも先ほど理事長のあいさつの中にもありましたけれども、事業・制度の自主見直し体制の確立ということで、業務面の見直し、組織面の見直しについての検討会、あるいはプロジェクトチーム、それから現場からの改善の提案が非常に重要でありますので、そういう提案制度を設けまして、業務の改善に努めているということでございます。

142 ページは、その状況が書いてございます。

143 ページは、これも先ほど言いましたが、運営懇談会についても事故の被害者等々の皆さんに参加していただいて、当方の業務について、きちんとさまざまな意見を承っておくということでもあります。

144 ページ、これも先ほどお話がありましたが、適性診断の事故防止効果について分析をしてきております。3717 件の国土交通省のデータを用いまして分析をしてきておりまして、受診をしている人は受診をしていない人の約 6 割の事故惹起比率であるということで、適性診断の効果がそれなりにあるのではないかとということで、これにつきましてはさらに詳細な調査をこれから実施するというので、現在検討を進めております。

144 ページの下、現場からの改善の提案ということで、145 ページに書いてありますが、大阪主管支所で運行管理に関するシンポジウム等々が行われておりまして、こういう運動を、これからぜひ活発化するようにやっていきたいと考えております。

146 ページ、海外との連携ということで、適性診断についての海外調査をやっておりまして、そこに書いてあるような状況でございます。海外調査につきましては適性診断に限らず、自動車アセスメント等々ほかの業務もでございます。そういうものについても今後さまざまな形で、情報収集をしていきたいと考えております。

147 ページ、広報の改善ということで、先ほど理事長の方から、15 年度に比べて 3 倍以上というお話がございましたが、15 年度は 10 件でございました。16 年度は 34 件ということで、当方の業務についての公表をかなり活発にやっております。

自動車アセスメントにつきましては、その結果、テレビでこの 2 月から 4 月にかけて 5 件放映されておりまして、トータル約 20 分間の自動車アセスメントについての放映がなされております。

148 ページであります。自動車アセスメントの結果発表会シンポジウムを開催しておりまして、250 名の参加がございました。そこに写真がございまして、衝突をした後の車を並べて公開したものですから、一般の方が通るときに見て関心を示していただいたということで、250 名の参加をいただいております。

149 ページ以降は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から評価をしてきておりまして、単位当たりの費用などの業務の特性に応じた指標等について考えるべきということでありまして、150 ページ以下にその状況を書いてございます。

現在進めておりますのは、最も一般的な労働生産性で、ブロック単位で分析ができること

ということで、ここに表を示しておりますが、今後、費用にかかわる分析も実施をしていきたいということでございます。

以上でございます。

●事故対機構 一言よろしいですか。

●委員 どうぞ。

●事故対機構 意図的に飛ばしたんじゃないと思いますが、97 ページをごらんになっていただきますとアンケート調査がありまして、重傷者の家族の評価度だけが下がっております。

これは大変深く反省しておりまして、私も担当の者にきつく言って改善をしようとしています。99 ページに詳しく書いてありまして、介護料受給者アンケートの調査結果の分析を行っていますが、その分析結果によって、何が不満なのかということになっています。

「介護手法やサークル、趣味、外食等の情報が共用できる紙面がない」とか、「介護への活用度が薄い」とか、「発行回数がたまにしか来ない、2回しかない」とかいろいろございまして、これらについてはせっかくこういう介護だよりを出しているものですから、役に立つようなことをするように、今、改善をいたしております。

以上でございます。

●委員 ありがとうございます。

それでは、ただいまの平成 16 年度業務実績報告書の御説明につきまして、御質問、御意見いただきたいと思っております。

どの点からでも結構ですが、いかがでしょうか。

●委員 去年は、自慢できるハイライト 3 つ、あんまり言いたくない下位 3 つという御質問をさせていただいたんですが、ちょっと今年は変えます。

お話を伺いますと、いわゆるマネージャー制を導入されたことによって、いろんな数値目標を拝見しますと、大体数%程度の、いろんなインデックスで、目に見える形の改善をされていますよね。それは大変ありがたいことだとお見受けいたしました。

そこで伺いたいのは、業務の全体を拝見いたしますと、適性診断という産業心理学、あるいは知覚心理学などの学術的な知見に基づく業務が、伺っていますと、なぜかすべてプロドライバーが主たる対象のようですね。

ところが交通遺児だとか、千葉の療護センターだとかその他拝見いたしますと、一般の交通事故によって発生した人たちが対象になっている。つまり、アマチュアドライバーと

の接点で起こった出来事に対して、事故対がオーバービュー的に提起がされていますよね。

そこでちょっと違和感を感じたんですけども、積極的に業務の拡大といいますか、つまり、適性診断が効果があるというふうに自負されるのであれば、これは警察庁が主管している、一般ドライバーの事故を起こした人に対する再教育は、私の知っている範囲内では警察の所管のようですけども、事故対がよい意味でどんどん進出してよいのではないかという印象を受けましたが、この辺の業務計画といいますか、業務の発展的見直しという意味では、そういうことは構想されていらっしゃるのでしょうか。それがまず1つです。

質問ですけれども、私の希望を申しますと、ぜひやってほしいということでございます。

●事故対機構 委員のおっしゃること、よくわかります。

それで現状、適性診断でございますけれども、私どものマンパワーのキャパシティーも含めまして、現状ではプロドライバーと白ナンバー、今、約5%が白ナンバーでございます。それもいわゆる個人のドライバーではなくて、白ナンバーの事業者、例えば電力会社さんであったりNTTさんであったり、あるいはビルのメンテナンス会社さんが、通常の業務で自分の白ナンバーの車を使ってお仕事をされている。そういう方々の事業者さんから、いわゆる事故防止の御依頼もありまして、それは今、受け入れている状況でございます。

将来的にどういう線引きをしていくかということと、それから我々のまずはマンパワーをどうやってふやしていくか。私どもの現状を申し上げますと、任意診断であります一般診断と呼んでいるところと、それから平成13年以降できました義務診断という、いわゆる初任診断、適齢診断、それから特定のⅠ、Ⅱと。

ここの、初任診断と適齢診断という義務診断が、今非常にふえてまいりました。これは一般診断と違って、診断結果が出た後、ドライバーの方とコミュニケーションして、それぞれのドライバーさんが持っておられる運転のくせを、よりよい方向に変えていただくというためのカウンセリングがあつて、かなりこれは時間を要するということもありまして、ダイレクトに白ナンバーをもっとふやすということまでは、今現状いっておりません。

将来的には事故をなくすというのが本来の目的でありますから、その辺、国土交通省とももうちょっとお話をさせていただいて、あるいはほかの機関との連携といいますか、全部を我々事故対がやるのではなくて、ほかの同じような機関とも連携を強化しながら、お互いにそこら辺の作業をシェアしていくという方向が必要だろうと思います。

我々自身も限られたマンパワー、あるいは資源を有効活用するためには、我々の業務そ

のものの、我々自身の選択と集中が必要になってくるかと思っておりますので、その辺は今後とも大事に考えていかなきゃいかんところだと思っております。

●事故対機構 適性診断の有効性を、まずきちんと分析をすることが重要だと思っております。こういう場合にこういうふう役に立ちますと。

今回分析しましたけども、ある意味では非常に概括的なものでありますので、もう少し適性診断の結果と事故の評価がどうかということをしちっとやって、それを知らしめることによって、診断機関が事故対になるかもしれませんし、ほかの機関になるかもしれません。やっぱりそういうものを受けると、事故防止に役に立つんだという、まず意識を持ってもらってやっていくのかなというのが1つ。

それからもう1つは、今、先生がおっしゃったことは、事故対の将来業務をどうするかということにかかわってくるんですね。将来どういう方向に進むんですかと。現在は適性診断であるとか、あるいは指導講習とか単品を今サービスしているんですが、単品サービスというのは、例えば運転者であったり、運行管理者であったりするんですが、もう少し経営者サイドに近づいたような、先ほど申し上げましたが、事故防止コンサルティングの方にシフトしていくとか、そういうふうな、一人を対象にするともものすごい効果の大きいものに、人的あるいは財務的な資源も集中していくとか、そういうところにかかなりかかわってきますので、そこは今議論を進めておりますので、そういう全体の中でどうするかということについて考えていきたいと考えております。

●委員 ちょっと補足的に申しますと、今そちらでやっていらっしゃる適性診断は、私の知識として見聞している範囲内では、やや古典的な手法に立脚していると思っております。それは間違っていると思いませんけども、必要十分条件という意味で言うと、必ずしも十分条件を満たしていないんじゃないかと。

全面否定する気はないんですけれども、新しいコンセプトの適性という概念を、もうちょっと勉強していただいて。例えば例を上げますと、アビエーション、航空事業では世界的に、これは各エアラインの競争テーマになっているんですけども、CRMという手法があつて、例えば航空会社はすべてシミュレーターをお持ちですね。ここでもきょう、シミュレーターの話が出てきましたけども、そのシミュレーターの使い方が激変しているんですね。

個別パイロットのスキルの訓練ということで当初計画されて、使われていたんですけども、今はそうではありません。個人を越えて組織ですね。今回のJR西日本の事故を見て

いてもわかりますけども、一人の運転士だけに着目しても、再発防止にどうも貢献しないというのが社会的に、今認知されましたね。今回、大変不幸な犠牲があったわけですけども。

ですから会社組織とか、つまり安全管理組織という中で、それぞれのオペレーターの業務が位置づけられていますので、今、例えばドライブレコーダーとか、それからITも非常に進んできていますから、そういうものをうまく組み込んで航空会社が行っていて、この考え方は原発だとか、それから医療機関が、事故の分析とか再発防止に大変貢献しているわけですね。

対象領域が違っていても、考え方は応用できるんですね。コックピット・リソース・マネジメントとか、あるいはクルー・リソース・マネジメントと言っています。当初は「コックピット」と言っていましたけども、今は「クルー」と言っていますね。クルー・リソース・マネジメント。

そういう考え方が、こういう自動車の安全管理に、私は十分生かせると思うんですね。事故対策機構さんとしては研究開発も含めて、今後事故対がどういう方向へ行くべきかという課題の一環であるというふうに受けとめていただいて、私もそれで満足なんですけども、かなり多額の予算を使っている機構ですから、費用対効果の意味でも質の向上という意味で、ずうっと古典的な適性診断の文脈に固執しないで、いい意味で質のバージョンアップを考える中で、個々のドライバーに注目するやり方から、ドライバーを取り巻く組織といったところにも目を向けて、全社的なカウンセリングの方向を、ぜひ目指していただきたいと思います。そういう新しい考え方だとか提案を受け入れる、柔軟的な組織に今なっていると期待していいでしょうね。

●事故対機構 はい、私ども今、内部でいろいろ検討してございまして、今、先生がおっしゃられるような方向で、最初のコンセプトは今つくり上げたところでありましたが、今度は我々としてどのように具体化していくか。今申し上げたように、診断なり講習の対象を、今まではドライバーオンリー、それから運行管理者そのものところを、その上位管理者、経営者まで含めた形で、先ほどおっしゃられた、組織として会社の内部で交通安全をいかに会社の中のムーブメントとして取り上げていくか。その辺のサポートをするのが我々の立場だろうというふうに思います。

●委員 その場合、必ずしも企業の組織に所属しているドライバーでなくて、私みたいにオーナードライバーにも、実はこの考え方は応用できるんです。ですから、プロドライバ

一だけに焦点を集中させないで、何か機構さんのお仕事を拝見すると、先ほど申しましたけど、アマチュアドライバーもカバーする領域と、プロだけに限定するところとまざっていますよね。

●事故対機構 そうですね。

●委員 私はそういうノウハウは、広く一般国民に便益供与していいと思いますから、その辺のところをちょっと見直しをお願いしたいと思います。

●事故対機構 はい、わかりました。

●委員 ありがとうございます。

●委員 ほかにいかがでしょうか。

●委員 途中でなかなか見方がわからなくなったので、確認したいと思って質問するんですけども、業務実績報告書の 27 ページの、節減率が 2.5 になったというところのまとめは、大きなくくりで言うと全体じゃなくて、適性診断業務に限っての話なんですかね、これ。

●事故対機構 27 ページは、関連は 26 ページから来ているんですね。26 ページの年度計画で既存病床、要するに療護センターの関係なんですよ。

●委員 これ、療護センターの。

●事故対機構 ええ、そうなんです。療護センターの運営経費を 14 年度で 2%程度に相当する額を節減すると書いてありまして、それに対して節減率がどうでしたかという実績を 27 ページに書いてあるんです。

●委員 なるほど。

●事故対機構 青い部分が計画で、黄色の部分が実績です。済みません、それを最初に申し上げればよかったんですが。

●委員 それでは、これは療護センターの話なんですかね。じゃあ、これを損益計算書の中にダイレクトに数字が拾えるはずはないんですけども、見ようとすると、どこに入っているというふうに見ればいいんですかね。平成 16 年度の収入の 15 億円と支出の 40 億円。その差額としての経費が 24 億円と出ているのは、この数字の中に入っていますという、3 ページの損益計算書のどれの中に入っている、そういうふうに見ればいいんですかね。

●事故対機構 白表紙の資料 1 の 3 ページの経常経費の中の業務経費の欄でございますが、下から 3 番目に、療護業務委託費というのが 20 億 6896 万円とございますですね。この金額と関係しているわけでございます。

●委員 それでは、27 ページの 24 億円の中に、この 20 億円が入っているという感じですかね。まださらにあるということですよ。

●事故対機構 24 億 8500 万円と 20 億 6800 万円、乖離差がございますでしょう、約 4 億円弱ぐらいの。業務実績報告書 27 ページの方はキャッシュベースで出した数字なんですよ。他方、損益計算書の方は発生ベースで出した数字でございますので、会計処理方法の違いによる相違であります。

●委員 キャッシュベースと発生ベースというのはどう違うんですかね、済みません。

●事故対機構 ちょっと事務的な話ですので経理の方から。例えば、現金ベースでは、有形固定資産を購入すると現金が出ていき、その段階で支出となります。ところが発生ベースになりますと、その購入した有形固定資産は、一旦、資産の方に振りかえまして、当該年度の減価償却相当額だけを損益計算書に当期の費用として計上しますので、この会計処理方法の違いにより、相違がどうしても出てまいります。

基本的に、国の決算と同様に作成した決算報告書と損益計算書の数字の大きな違いはほとんどこの会計処理の違いによるものでございます。原則として、決算報告書の方は現金ベース、現金による収入・支出であり、損益計算書の方は発生ベースでございますので、例えば収入で未収収益などがある場合は、損益計算書の方には載ってまいります。決算報告書の方は現金ベースですから、そういうものは載ってまいりません。主にそのような違いでございますので、御理解いただければと思います。

なお、今の説明は、現金ベースと発生ベースの違いを簡単なケースで説明したものであります。これをご指摘の業務実績報告書 27 ページの運営経費約 24 億円と損益計算書の療護業務委託費約 20 億円との違いで説明しますと、前者は現金ベースによる支出額であり、この中には、各療護センターの診療報酬の未収に係る委託費の立替払分（診療報酬の概ね 2 ヶ月分で、支払基金からの未収分）が約 4 億円含まれております。一方、損益計算書は発生ベースで計上していることから、当期の費用ではないこの立替分 4 億円については、経費から除外し、別途、貸借対照表の資産の部に「未収業務委託費還付額」として計上しており、業務実績報告書と損益計算書との間で費用の数字に相違が生じているのは、この理由によるものであります。以上でございます。

●委員 よろしいでしょうか。

●委員 はい、わかりました。

●委員 どうぞ。

●委員 そうするのは暗黙にこちらが理解しなくちゃいけない、知識として持ってなくちゃいけないことなんですかね。つまり、こういう世界で常識的なことなんですか。こちらの業務報告ではキャッシュベースで、こういう財務諸表では発生ベースですか。これは常識なんですか。

●事故対機構 そうですね、どちらかと申しますと、私どもが独立行政法人になる前は、国の予算に対する決算説明と同様な説明を中心にしてまいりましたけれども、今回、独立行政法人となり、企業会計原則を中心しておりますので、どうしても発生ベースでの説明となり、これまでもそういう要素はあったわけですが、非常に鮮明に打ち出しております、その違いが出てきているということでございます。

●委員 以下、すべてをそういう目で見に行くわけですね。

●事故対機構 はい、そういう目を見ていただくと、損益計算書の数字と決算報告書の数字の違いが、よくおわかりいただけるかと思えます。

●委員 我々、国立大学も同じようになっているんですけども、節約の目標は、こういう事業方針に出たような形のもので、企業会計で集計するとまた違うものが出てくるという感じだろうと思えます。目標はこういう、わかりやすい現金ベースのものでやるということかなと思っておりますけどね。

いかがでしょうか。

どうぞ。

●委員 質問していますと長くなりますので、ちょっと感じたことで申し上げて、もしお答えのようなものをされたいという部分がありましたらいただきたいと思うんですが。

去年も問題にしていましたマネージャー制度ですけども、2ページの図の説明で見えますと、何となくチーフを含めたスタッフの共有制のような感じがしますが、そういう形なのか。もしそうであるとしたら、むしろマネージャー制よりは、部門を統合してしまった方が早いんじゃないかなという気がいたしておりました。(笑声)

それから次は、47ページでコンサルティングを行われるというので、この中に入りますのをコンサルティングを行うための、申し入れは非常に多いというふうにありましたけれども、一種の営業活動のようなことをおやりになるのかどうかということは、ここにはちょっと書いてなかったものですから、それを聞いてみたかったなということがございます。

それから54ページの、事業者による指導講習に関する要望項目で、「土、日の開催」と

というのがトップにあるわけですが、実際に土、日に開催をかなりおやりになっていらっしゃるのかどうかというのは、この前の 52 ページぐらいのところでは、ちょっと私わからなかったものですから、土、日の要望が強ければ……、多分、企業は土、日でないと社員を出せないと思いますので、通常の日に出すというのはまず無理で、トラックであるとかタクシーというところでは土、日に社員研修をやりますので、その辺はお考えいただいていると思います。

それから 89 ページに、学会発表がございます。ここだけ学会発表、特にどういう形でおやりになったかということと、テーマまで書いてあるんですが、多分この内容で言うと、もうちょっと社会科学系の学会とのつき合いもあるんじゃないかという気がいたしまして、交通学会とか交通安全学会というのもありますので、そういうところとの発表等々のお話はなかったんだろうかということです。

あと、最後に1つだけ言わせていただきますと、先ほど理事長から特につけ加えられまして、0.07 ポイント下がったというお話がありまして、非常に反省しているということをおっしゃったんですが、母数はどれぐらいかよくわからないのであれなんですが、0.07 ポイントといたら、調査のうちの1人か2人ぐらいじゃないかという気がするので、あんまり深刻に反省されない方がいいんじゃないかという気もいたしました。(笑声)

質問ではなくて勝手な感想ですけども、もし何かお答えされることがありましたらぜひ。
●事故対機構 では、私の方から事故防止の関係で。1つは、事故防止コンサルティングの話。これは今、試行的にやっております、16年度は4社、今年度は6社ということで、試行的にいろいろなノウハウを今、得ようとしています。将来的には営業活動に打って出て、私どもの一つの大きな商品にしていきたいと考えております。

それから土、日の件ですけども、これは今、基本的には毎月2日、土曜日に実施するという形で全国的に展開してございます。

●事故対機構 私は脳神経外科学会だけではなくて、日本意識障害学会とかを傍聴させていただいたことはあるのですが、交通安全学会にも同様ですけど、同会に発表したというのは、ありませんでした。そういう機会があるように、ちょっと探してみます。

●委員 国際交通安全学会というのがありましたが、あれは本田さんがバックで始まって。あれなんか、前に私ちょっと、こういう事故対のことがあったような気がしたんだけど、違いますかね。だれかほかの方が書いていられたのかな。

●事故対機構 この療護センターの先生ではないと思います。

●委員 そうですか。

●事故対機構 療護センターの先生が、何かそういう発表する有意義なテーマがあるかどうかということで、ちょっと探してみます。

それから済みません、反省しているというよりもそこは母数がかかなりありまして、97ページにございまして、913件調査をしました。問題は、98ページを見ていただきますと、小さいところで、「自分のほしい有益な情報」とか、「同じ悩みを抱えた人たちのコミュニケーション希望」というのが下がっているんです。それから、「介護に係る相談サービス等の希望（期待度）」が下がっている。何か肝心なところが下がっているものですから、反省していると申し上げました。

●委員 上がっている部分もあるんですね。

●事故対機構 上がっている部分もあります。

●委員 何かよろしいでしょうか。

●委員 先ほど、財務諸表の説明のところに出てきて、当然そのときは私は財務諸表自体の問題ではないと思っていましたので、今、質問させていただきます。

いわゆる運営交付金債務が結構残ってしまっていて、その内訳が人件費相当額と未実施項目であるという御説明があったわけです。15年度、16年度それぞれ8億円、11億円という形で残っているわけですが、人件費その他というのはわかりますでしょうか。人件費相当額で残っているもの、あるいは業務の未執行で残っているものということ。

●事故対機構 運営交付金債務21億円の内訳でございしますか。

●委員 はい。

●事故対機構 それでは、大きなところを申し上げます。15年度の交付金の未使用額と、16年度の交付金未使用額の合計になっておりまして、まず15年度では未使用額は9億円、16年度で12億円ございまして、これを合算したものが21億円です。

このうち15年分の9億円の内訳としまして、人事院勧告に伴います給与の減及び人件費の削減が約1.7億円ございしました。それから、療護センターの医業収入の増加と人件費、物件費の削減によります業務経費の減が約6.6億円ということで、合わせて約9億円ございします。

16年度分につきましては、人件費等の削減が1.4億円、療護センターに係る収入増と人件費、物件費の削減によります業務経費の減が約9.8億円ということで、合わせて12億円という状況になっております。

●委員 そうしますとこれは、収入増によつての減というのはどうということなのかな。費用進行基準でやられているということですよ。

●事故対機構 療護センターの場合は、経費というのが委託経費でございまして、いわゆる収支差補てん方式で委託先に業務経費を払うものですから、医業収入がふえますと、当然委託経費の削減につながるという意味での「収入の増によつての経費の減」でございませぬ。

●委員 相手の実費が少なくなつちゃうから、その分を補てんするから、あとは残つたという形ですか。

●事故対機構 はい。

●委員 そうすると、いわゆる特定の業務をやり残したために、残つたということではないわけですね。

●事故対機構 はい、そうです。

●委員 これはずうっと、どんどんそれが積み重なつていって、最後は戻すという形になるんですか。

●事故対機構 結局、中期計画が終わります 18 年度末で国にお返しすることになるわけです。

●委員 例えばそういうことであるとすれば、いわゆる企業努力といいますか、団体としての独法としての努力である。したがつて、目的積立金として積み立てたいという方針は特にはございませぬか。

●事故対機構 先生のおっしゃるように、運営交付金の交付金債務残高というのは、私も経費節減に努力した結果とか、効率化の努力の結果のあらわれという評価は、確かにできるかも知れませぬけれども、当機構の交付金債務残高は、中期計画終了後には、国にお返しするものであり、目的積立金とは性格を異にするものでございませぬ。

●事故対機構 恐らく成果進行基準をとる場合には、先生のおっしゃるとおり、目的積立金に積み立てることができるわけですが、当機構の業務は、例えば適性診断とか、介護料の支給にしてもそうですけれども、利用者が増減するものですから、それに伴つて経費も変動するような部分がありまして、なかなか成果進行基準を取りがたいような要素もありますので、現在のところは費用進行基準を採用し、かかつた費用を限度に運営交付金を収益化しておりますので、残つた額は国へ返納することになります。

ただ少なくとも、現時点において手元には運営費交付金債務見合いの現金がございませぬ。

ので、今年度は国土交通省並びに監査法人と相談をしまして、手持ちの現金につきましては、今年度の交付金を受領するに当たり、当該手持ち現金を当面充当して、今年度いただく予定の運営費交付金については、後ろ倒しするという方策を、まず今年度講じます。

さらに、ここまで2カ年にわたって経費削減の努力ができてまいりましたので、できましたら18年度概算要求段階から、その辺を前倒しで取り入れたところで、要求の姿を打ち出したいと考えているところであります。

先生のお話のように、成果進行基準については、今後、当機構の業務の中で成果進行基準になじむものがあるのか、ないのかを検討し、あれば取り入れ、将来的に目的積立金を積み立てることができるようにしたいと思いますが、現段階では、費用進行基準が当機構の業務にはなじむということで、この方式を採用しているところでございます。

以上でございます。

●委員 これは制度的にどうなのかよくわからないんですけども、いずれにしても、最終年度には収益化しちゃうわけですね、一旦。

●事故対機構 はい。

●委員 一旦収益化して剰余金に出して国に返すと。収益化したときに、なぜこれが残っていてということの原因が、今おっしゃるようなことであるとすれば、そこのところで何か方策ってないんですかね。全部努力の結果もすべて国へ納付するという形になっちゃうんですか。

●事故対機構 そうです。

●委員 これは制度的な問題で、ちょっとよくわからないことで。

●委員 独立行政法人の本質にかかわってくるような話かと思いますが。

●事故対機構 成果進行基準を採用した場合の「成果」の認定が非常に厳しいと聞いております。例えば、人件費を我々は前倒しで削減しておりますけれども、見方によりますと、例えば人件費の予算が甘いのではないとか、そういう見方もされますので。したがって、その辺の立証が非常に難しいというところがあります。

ただ、今回の人員削減も、計画削減1名に対して3名の削減をやっておりますので、実績は見えることは見えるんですけども、果たしてこうした努力がどこまで続けられるのかという難しいところがあります。したがって今のところは、他の独立行政法人もほとんどのところが費用進行基準を採用しておると聞いておりますが、同様の方法を採用しております。

なお、もう少し成果進行基準の姿やケースがわかりやすく示されると、この分野については、成果進行基準でいこうということになると思いますけど、今はなかなかまだ各独法とも、その辺は恐らく思いあぐんでいるのかなと思います。我々もその辺の動きを見ながら、また今後、収益化の基準を見直すのであれば、その段階で見直していきたいと考えておりますが、現在のところでは先生のお話のような形で、この中期計画期間終了後には、交付金債務を全額収益化して、すべてを国庫に納付するという形を考えております。

●委員 どうもありがとうございました。

●委員 まだ御質問いろいろあるかと思いますが、あと時間の関係がございますので、また御質問があったら個別に事務局なり、あるいは機構の方へということで、ここで機構の方への御質問は、ひとまず切りたいと思います。

それではきょうは機構の皆様方、御説明ありがとうございました。

後半の評価調書の作成に当たりますが、あの時計で 15 分まで休憩をしようかと思いません。よろしく願いいたします。

〔暫時休憩〕

●委員 それでは、再開してよろしゅうございましょうか。

それでは、これから評定を行ってまいります。昨年もそうでしたが、全く何もないところから出発するのは難しいと思われまますので、先ほどの御説明のあった業務実績報告書をもとに、各項目ごとに評定、評定理由を記載した、いわば分科会長の試案という形でこの資料4を提出させていただいて、各委員におかれましてはこれを見ながら自由に御意見を述べていただきたいと思えます。

評価調書の書き方につきましては、この分科会長の試みの案をベースといたしまして、評定や評定理由に加筆修正等を行いまして、当分科会の評価調書を作成していき、さらに御意見があれば御意見を伺って、意見欄に付記していくという方向でいきたいと思えます。

なお、評定につきましてはこの場では数値として認定することといたしますが、評定理由及び意見につきましては、委員の皆様方からいただいた御意見などを踏まえまして、最終的な書き方は私に御一任いただき、それをもって最終の評価調書としてまとめたいと考えております。昨年と同じようなことかと思えます。このようなことで、進め方はよろしゅうございましょうか。

それでは、そういうことにさせていただきます。

なお、本日欠席の坂井委員と島田委員からコメントをいただいております、その取り

扱いにつきましては私に一任するとおっしゃっております。

そこで、この両委員のコメントにつきましては、事務局からただいま配付させていただいております。

それでは、16年度評価調書の試みの案につきまして、事務局の方で読み上げていただくことにいたします。

なお、項目数が多いので、これも昨年と同様ですが幾つかにまとめて読み上げて、読み上げられた項目について、一括して御審議いただくという形をとりたいと思います。

それでは、お願いいたします。

●事務局 まず、業務運営評価の1ページから7ページに区切らせていただきたいと思っております。中期計画の1番、業務運営の効率化に関する目標を達成するため執るべき措置といたしまして、(1)組織運営の効率化でございます。中期計画あるいは16年度計画におきまして、「マネージャー制を本部組織において導入する検討委員会において、地方組織においてマネージャー制導入の検討を行い、組織運営の効率化を図る」ということでしたが、これにつきましては評定理由に書いてございますように、15年度の試行導入の検証を行いまして、それぞれ導入してございます。

それから、本部組織のマネージャー制導入によりまして、「グループを越えた対応が可能となるとともに、管理部門の効率化によって職員2名の削減が図られている。

17年10月を目途に、全支所においてマネージャー制を導入する」とこととしております。

(2)の人材の活用でございますが、適性診断業務におきまして、「産業カウンセラー資格を取得した職員を全国的に82名以上、あるいは検討委員会において職員能力・実績をより適正に評価する基準の検討を行う」ということですが、結果といたしまして83人配置をいたしまして、その評価方法につきましては、現行の評価方法を分析しまして、平成17年度に評価基準の検討を行ったということでございます。

2ページで、(3)業務運営の効率化ということで、以下、指導講習業務が続いてございます。「専任講師の職員の研修を終了いたしまして、講義10%以上を実施して、業務経費を削減する。

新たに専任講師と同様の講習を行う職員を養成するための外部研修」という話でございますけれども、評定理由にございますように、平成15年度より実施している職員の外部研修を終了いたしまして、「育成した職員による専任講師が行っていた講義を10%実施して、業務経費の削減を図った。

また、専任講師が行っていた講義を職員が行えるように、新たに外部研修を 10 人、内部研修を 15 人に対して実施した」ということでございます。

以上、3つの項目につきましては、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるというふうに判断しております。

次の「イ」でございますが、「受講者管理システムの活用を図ることによる業務の効率化を図るとともに、新たにインターネットの予約システムを構築しまして、試行的に東京主管支所に導入する」というものでございますけれども、これにつきましては前段については効率化を図ったということでございますが、後段につきましては東京主管支所で導入した予約システムがございますが、実際、「導入が年度内講習の予約受付に間に合わなかった。インターネット予約システムによる予約受付が 17 年度講習分からとなった」ということございまして、これについては少しどうかという判断もございまして。

「ウ」でございますが、「引き続き、受講者が少ない開催場所を対象に、新たに3会場以上の集約化を行う」ということにつきましては、新たに4回以上の集約を行ったということでございます。

3 ページで、「講習内容の充実や受講者・事業者の利便性向上により、自己収入を前年度よりも向上させる」ということでございますが、これにつきましては、5.2%の自己収入の増加があったということでございます。

以上、2につきましては、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるところでございます。

「自己収入比率でございますが、16 年度につきましては 34%以上に引き上げる」ということでございますが、これにつきましては経費を前年度より 4.6%削減をしまして、自己収入比率は前年度より 3.3 ポイント向上の 36.5%ということで、特にすぐれた実施状況にあると認められるということでございます。

4 ページからでございますが、適性診断業務がまた幾つか続きます。「前年度に基礎的な研修を実施した 25 人につきまして、引き続き専門委員による応用研修を実施する」ということでございますが、書いてあるとおり 25 人につきまして、応用研修を実施したということでございます。

「前年度に行った業務実態の分析に基づきまして、業務のマニュアル化を完了する。また、インターネット予約システムを構築し、試行的に東京主管支所に導入する」ということございましたけれども、これにつきましては業務実態の分析に基づきまして業務マニ

アルを作成しまして、現場の意見、要望への回答を電子掲示板に掲載をした。それから、改良した診断結果コメント等を統一的に対応するための手引を作成した。

新たにインターネット予約システムを構築しまして、東京主管支所で予約を開始したと
いうことでございます。これは実際、予約開始ができていたという状況でございます。

「ウ」でございますが、「自己収入を前年度より向上をさせる」ということございまして、受診者数は0.9%減少いたしました。自己収入は3.7%増加いたしておりまして、以上、3つは中期目標の達成に向けて、着実な実施状況にあると認められます。

「適性診断に係る自己収入比率でございますが、34%以上に引き上げる」ということで、中期計画が35%以上でございますけれども、これにつきましては経費を5.3%削減いたしまして、自己収入比率が3.2ポイント向上して37.1%ということで、特にすぐれた実施状況にあると考えております。

5 ページで、重度後遺障害者に対する援護業務ということで療護センターの関係でございますけれども、「医療水準・コスト水準等に対しますタスクフォースによります外部評価の公表」でございますが、これにつきましてはタスクフォースによる外部評価を受けまして、ホームページで公表しております。

「経費削減の方策に従い、既存病床の運営経費につきまして、認可法人時の14年度の2%程度に相当する額を節減する」ということございまして、これにつきましては2.5%節減しているということでございます。

介護料支給でございますが、「電子データ化による支給額積算業務を実施するとともに、請求事務プロセスの見直しを検討する」ということございまして、これにつきましては支給額の積算業務の電子データ化をしまして主管支所に集約化したということで、事務処理期間を3日間短縮したということでございます。

それから、請求事務プロセスの見直しを行いまして、この結果を今後反映させるということございまして、以上3つは中期目標の達成に向けて、着実な実施状況にあると認められるということでございます。

6 ページで、交通遺児等への支援業務でございます。まず、「債権管理規程に基づきまして、効果的な債権回収を行うということで、債権回収率90%以上を確保する。それから、債権回収マニュアルを活用しまして、効率的な債権回収を行うということで、債権回収経費を認可時の14%程度に相当するところを削減する」ということございまして、これにつきましてはそれぞれ効果的な回収ができておりまして、債権回収率は90.6%ということ

と、債権回収経費につきましては16.2%に相当する額を削減してございます。

それから、「債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じて適正な引当金を計上し、ホームページで公表する」ということでございますが、いずれも実施ができているということでございまして、2つにつきましては着実な実施状況にあると認められるということでございます。

7ページで、自動車アセスメントに関する情報提供業務でございますけれども、「前年度の試験実施方法の合理化を図った試験の削減水準を維持しつつ、新たにブレーキ試験の試験準備のための試験機器等の確認項目の見直しを行いまして、1台当たりのブレーキ試験実施費について、認可法人時の2%に相当する額を削減する」ということでございますが、14年度比で2.6%に相当する額を削減しているということでございます。

以上、これらにつきましては中期目標の達成に向けて、着実な実施状況にあると認められるということでございます。

それから業務全般でございますが、「一般管理費につきまして、組織体制の効率化、給与体系の見直し等を実施しまして、前年度予算の3%に相当する額を削減しまして、中期計画では10%に向けていく」わけでございますが、今回につきましては15年度予算の5.8%に相当する額を削減しているということでございまして、これにつきましては特にすぐれた実施状況にあると認められるということでございます。

一たん、ここで区切らせていただきます。

●委員 ただいまの7ページまでの、業務運営の効率化に関する目標に関する評価ということになりますが、この部分についてはいかがでございましょうか。何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

数値目標は目標以上のものが達成されているところがあつて、そういうところが昨年余りなかったと思いますが、評価「3」ということになって、大変結構なことかと思いますが。

この部分、とりあえずこういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは、次のパートをお願いいたします。

●事務局 8ページの2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項を達成するためとるべき措置ということで、8ページから11ページまで説明させていただきます。

まず、指導講習業務で「指導回数について、前年度より増加するということと、業態別

の一般講習を全支所で実施する。事業規模別の講習を実施する」ということですが、講習回数につきましては50回増加。業態別講習を全支所で596回実施した。それから東京主管支所におきましては、事業規模別講習を7回実施した。

事業規模別講習の一環としまして、出張講習を4回実施したということですが、17年度以降もこういったことをやっていくということですが、

「特別講習における少人数受講者参加型のグループ討議を盛り込んだ講習、最新の事故事例の研究分析に基づく事故再発防止のための運行管理改善手法を盛り込んだ講習を、全支所で実施する。

それから一般講習におきまして、「危険予知トレーニングシート」を用いた講習を実施しまして、15支所において視聴覚機器を用いた講習を実施する」ということですが、いずれもそれについては実施されているということと、加えて、行政処分基準の改正に伴うテキストの作成も行ってございまして、17年度以降も、視聴覚機器を用いた講習の拡大を図って、さらなる講習内容の充実を目指すということですが、

以上、2つにつきましては中期目標の達成に向けて、着実な実施状況にあると認められるところでございます。

9ページでございますが、「事故防止コンサルティングを試行的に実施するに当たりまして、当該事業者を担当する支所職員に対する研修を実施するとともに、事故防止相談窓口を全支所に拡大し、企業ニーズを収集する。

それから、事故防止コンサルティングの実効性を検証するとともに、4以上の事業者に対しまして企業コンサルティングを試行的に実施しまして、「引き続き知見の蓄積を行う」ということですが、これにつきましては、支所職員の25人に対しまして研修を実施いたしますとともに、事故防止相談窓口の拡大、それから企業ニーズも収集してございます。

それから、15年度に実施したコンサルティングの実効性を検証するとともに、4社の事業者に対しまして、コンサルティングも実施したということですが、

「運行管理の現場における適性診断結果の利用実態の調査結果、それから適性診断活用講座の実施結果を踏まえまして、講習用教材を作成する」ということですが、これにつきましては「適性診断結果に基づく助言・指導の重要性及び手法」につきまして、講習用テキストとビデオ教材を作成してございます。

⑤でございますが、「引き続き、受講者・事業者に対する調査を実施しまして、改善を含

めた講習内容の充実」ということでございますけれども、これにつきましては要望の多い項目を優先に、積極的に事例を教材に取り入れるということございまして、以上3につきましては、着実な実施状況にあると認められるところでございます。

⑥で、「これに関する評価は4.0以上」ということでございますが、すべての講習で4.34ポイント、特に事故・違反を惹起した者に対する特別講習が4.59ポイントという高い評価を得ている。あるいは事業者の評価度については、平均4.31ポイントになったということございまして、特にすぐれた実施状況にあると認められるところでございます。

10 ページで、適性診断業務でございます。「業務の実績等を踏まえつつ、自動視野の測定器を10台以上、貸出用自動診断機器を50台以上導入する。

アイカメラ・シミュレーターにつきましては、検証を行うためのソフトウェアの開発及び実験を行う」ということでございますが、それぞれ投入をしたり、編集を行っているということでございます。

「処置判断テスト・速度見越反応テストの結果に基づく助言内容を業態別に改良するとともに、最新の事故事例研究・分析に基づく診断技法について、全カウンセリング担当職員に対して研修を実施し、適性診断の質を向上させる。

それから、実施マニュアルに基づく研修を職員に対して行いまして、全支所において適性診断活用講座を試行的に実施する」ということでございますが、これにつきましてもいずれも実施ができているという状況でございます。

それから、「産業カウンセラーの資格取得研修を計画的に実施し、適性診断担当職員の75%以上に資格を取得させる」ということでございますが、これにつきましては76%の職員に資格を取得させているということございまして、この3つにつきましては、いずれも着実な実施状況にあると認められるところでございます。

11 ページの④ですが、「個人情報の保護を図りつつ、事業者及び関係者に情報提供を行う」ということでございますが、これにつきましては892件の情報提供を行っておりまして、中期目標の達成に向けて、着実な実施状況にあると認められるところでございます。

「受信者・事業者に対します調査の実施、診断の実施方法の改善を行いまして、診断内容の充実を行う」ということでございますが、これにつきましては要望の多い項目を優先に、診断結果のコメントを業態別に改良したということでございます。

これにつきましても、着実な実施状況にあると認められます。

評価度でございますが、「中期期間最後の年が4.0」というのが計画でございまして、16

年度につきましては平均で 4.21%、特に事故・違反を惹起した者につきましては 4.48%、事業者につきましては 4.17 ポイントということでございまして、これにつきましては特にすぐれた実施状況にあるというふうに認められてございます。

以上でございます。

●委員 業務の質の向上に関する項目で、そのうち指導講習業務と適性診断業務に関する項目についての評価でございますが、この部分についていかがでしょうか。

どうぞ。

●委員 9 ページの⑤のところですけれども、これはアンケートしてニーズを踏まえて、またそれを内容充実に反映させるというところで、実績報告書では 51 ページを参照となっていて、特に見たいのが 52 ページと 53 ページですが、これを見ると、「あれ」と思うのが 2 つある。

まず 52 ページで、下のアンケートは優先順位の高いところから対象にして改善していくというところを、1 番目のいろんな事例の紹介は取り組み事項に挙げられているんですけども、土、日の開催は 2 番目の要望なんだけれども、取り組み事項から落ちている。これはずっと落ちたままなんですよ、さっきから資料を見ていると。それで今年度も、土、日に関してどうするかは、どこかに書いてあったのかどうかよくわからない。だから、この「2」は取り残されたまま来ているんですね。何かそれがすごく不思議だなと思って。

優先順位の高いところから改善するのであれば、少なくとも今年度は無理にしても、「次はどうするの」ぐらいの文章がどこかにあってもいいのかなと思ったんですね。先ほどどなたかの先生もおっしゃっていましたよね。

それが取り残されているままなのがどうかと思うのが 1 つと、それから、どういった関連になるのかちょっとわからない。後の方で出てくるのか、76 ページにも全般に対してアンケートを実施されていて、そこで 1 位になっているのは「診断結果の内容の改善」というのがあるんですよ。受けて、その結果どうしなさいという、これが肝というか本質なんですよけれども。これは 27% もあるので、4 事業者に 1 社はこれに対してクレームが上がっているわけですから、結構不満と思っていると思うんですね。それを 74 ページでさかのぼって 15 年度のアンケートでも、やっぱり「不満」と言って 28% で 1% しか下がっていないので、これは問題としては残ったままとらえるのが普通なので、さあ、これで、内容充実が本当に図られているんだろうかと。

これのところで結果を判断するのが、去年から問題になっていたアンケートの平均点で

しか判断できないというところに、問題が残るなどは思っているんですけど、アンケートで4.何ぼで出ていても、その中身としてこれだけ大きな柱が残ったままでは、やっぱり「3」はちょっとねみたいなことがあるんですが、厳し過ぎますかね。

●委員 9ページの⑥。

●委員 にも係るんですよね。なので、少なくとも9ページのところの「2」は「2」で、もうちょっと説明として、「ただし、内容に関してはまだ取り残したところもあるので引き続き」とか、「土、日の開催は」とか入れてほしいというのが希望です。

●委員 私も最初に各論質問しようとした最初が、76ページの27%の「診断結果の内容の改善」だったんです。これ、機構さんの業務では一番中核的な部分でしょう。その改善を要求されているわけですね、ユーザーから。しかも27%。統計学的に言うとQ1を超えていますから、かなりな率だと思ったので。ちょっと内訳とか、それを聞こうとしていたんです。

●委員 これは内容的にはどういう要望があるのかというのは、いかがですか。

●委員 事務局の方でわかっていらっしゃるんですか。

●事務局 例えば73ページにございますけど、「コメントの内容をもっとわかりやすくしてほしい」というのも似たようなことだと思うんですが、恐らく……。

●委員 これは講習の中身でしょう。73ページは診断結果じゃなくて、講習そのもののやり方の話でしょう。

76ページは、終わった後もらう診断結果の改善と言っているわけだから、結構不満があるんでしょうね。ちょっと各論を聞こうと思ったんですけどね。

私の想像ですけども、推論だからあんまりよくないんですが、多分マンネリ化しているんじゃないかと。基本的な発想がマンネリ化しているから、私、冒頭に言いましたよね。古い考え方でずうっとそのまましがみついてやってらっしゃるから、ここも多分、同じことじゃないかと思う。

●委員 競合他社があるという話もありましたよね、昔。だからきっとそこが何かすごく、めきめきいいのかもしれないし。わからないですけど。

●委員 とりあえず目標としては、⑥のところは、こういう4.0という評価度と最終のところだけをとらえた目標になっていますので、その面から言えばかなり達成しているけども、その中身については、やっぱりもうちょっと説明をいただきたいという感じでしょうかね。

こういうとき、目標との関係では「3」ということですが、備考のあたりにそういうコメントを書くことは可能なわけですか。

●事務局 「3」とした上で右の方にコメントを書くのか、今御指摘のように、51 ページの関連で「業務の講習内容の改善」につきましては、もう少し具体的にこういうことを改善してほしいということをコメントに書くと。後者の方がいいのかなとは思いますが、これも。

●委員 多分、土、日の開催も要望が高いのに、実行してないんでしょう、これ、きっと。

●事務局 今のお話で、月2回はやっていない。日曜日はまだやっておりませんし、土曜日はそれこそ全部やってほしいというニーズが高いんだらうと思いますね。

●委員 なかなか急には変えられないんでしょうね。

●委員 機構の仕事の体制も、多分変わってくるんでしょうね。

それでは、評価の点はとりあえず原案にして、備考欄に御指摘あったような点を何か織り込むということで処理させていただいてよろしいでしょうか。

貴重な御指摘だと思います。

ほかにこの部分、ございませんでしょうか。

それでは、一応こういうことで先に進めたいと思います。12 ページからお願いいたします。

●事務局 12 ページの(3) 重度後遺障害者に対する援護でございます。「療護センターでございますが、遷延性意識障害者に対しますと、ワンフロアシステム、プライマリー・ナーシングといったことでの高度な治療・看護を実施しまして、脱却者数を14人以上とする」と想定したところでありますけれども、これにつきましては18人が脱却をいたしまして、平成16年度までの脱却者数は26人となってきたということで、特にすぐれた実施状況にあるということでございます。

「17年度開業に向けまして、千葉療護センターに介護病床の整備を進めるとともに、15年度に実施しました現状調査を踏まえまして、各センターの入退院プロセスの構築についての検討を行う」ということでございます。

これにつきましては、千葉療護センターは17年3月に介護病床が整備されたということと、それから入退院プロセスの構築でございますが、各連絡会議において抽出された課題につきまして考え方を整理したわけでございますが、17年度にモデルケースを策定するための踏み込んだ検討はされていないのではないかとということで、辛い評価をつけており

ます。

短期入院事業でございますが、「東北・岡山・中部療護センターの有効活用を図る」ということでございますが、15年度から実施しました東北と中部の療護センターに加えまして、岡山につきましても実施しておりまして、3療護センターで126人日の受け入れを行っているということでございます。

④「メディカル・ソーシャルワーカーによります転院先の情報の提供など、患者家族に対する支援、療護センターにおいて行う介護に関する知識・技術の情報の提供」でございますけれども、ソーシャルワーカーによります情報の提供は3320件、「介護だより」による介護に関する知識・技術の提供は、7399人に対しまして提供しているということございまして、以上2つにつきましては、着実な実施状況にあると認められるということでございます。

13ページでございますが、「療護センターにおいて実施しております遷延性意識障害者に対する高度な治療・看護の技術を一般病院に対して普及させるため、地元大学等との連携を取りながら、10件以上の学会発表を行うとともに、引き続き新たに短期入院事業に協力する病院への働きかけとしまして、実務研修を実施する」ということでございます。

これにつきまして前者につきましては、日本脳神経外科学会等におきまして、18件の研究成果、かなりの成果を上げているところでございますけれども、短期入院事業に協力する病院に対する実務研修の実施が、千葉療護センターにおける1回にとどまっているということございまして、ここではおおむね着実というふうにしてございます。

それから、「地域医療機関との連携を図りまして、年間9000件以上の高度先進医療機器の検査を受託する」ということでございますが、前年度より30%近く増加しておりまして、1万2450件の検査を受託しているということございまして、これについては特にすぐれた実施状況にあるというふうにも認めているところでございます。

14ページで、介護料の支給支援業務でございます。「引き続きまして介護料の支給、それから一般病院への短期入院費用に係る助成を行う」ということでございますが、3921人に対しまして、介護料を支給。延べ354人に対しまして、短期入院費用に係る助成を行っておりまして、効果的な被害者救済を図っているということでございます。

「介護相談窓口におきまして、介護福祉士によります積極的な相談支援、被害者からのニーズの高い情報につきまして、療護センターとの連携を図るにつきまして、「介護だより」の提供。それから、5段階における評価が4.0以上」ということでございますが、先ほど

理事長もお話がありました件でございますが、「介護だより」につきましては情報を提供しているということでございますが、評価が昨年より 0.07 ポイント低下して 3.60 となっているということでございまして、これについては評価が低くなってございます。

15 ページは、交通遺児等に対する支援業務でございまして、「無利子貸付、それから「友の会」を運営しまして、「友の会だより」を発行する、「集い」、「絵画コンテスト」ということで精神的支援ということでございまして、これに対する評価については 4.0 以上が目標」でございますけれども、交通遺児 1500 人弱でございますが、無利子貸付等を行っているということでございます。評価が 0.26 ポイント向上しまして 4.21 ポイントになったということで、着実な実施状況にあるということでございます。

以上でございます。

●委員 ただいまの 12 ページから 15 ページにかけての部分はいかがでしょう。

ここでは幾つか「1」という項目が出ておりますが、こういうことでよろしいかどうか。

●委員 ○○委員のコメントに、「「1」を上げてもいいんじゃないか」とあるんですが、私は反対でして、だから原案どおりでいいと思います。

●委員 13 ページの⑤の部分ですね。

●委員 はい。確かに 18 件という件数の多いか少ないかは、それだけでは判断できません。

不明な部分があるので……。ただ、これは事務局でもわかるんですか。該当者の母数ってどれぐらいあるのか。100 人おって 18 件じゃ少ないですね。もし、10 人で 18 件だったら多いかもしれないというような。

●事務局 実際にお医者さんでありますとか、お医者さんを補助する立場の方だと思うんですが、いろんな共同研究もされているようですし、1 人の方が何回も出すという意味では、まさしく母数というか、数としてはまだふえる可能性はあると思います。

●委員 まだふえる可能性はあるわけね。

●事務局 はい。あると思うんですね。

あともう 1 つの件につきましては、ここでは療護センターの関係の学会発表の目標が定められておりまして、それ以外の分野におきます学会の発表というのは、目標の中には必ずしも入っていないところではあるんですね。これはお医者さんたちの世界のことを記述している欄ではあるんですね。

●委員 さっきの交通安全学会のようなものは、もともと余り念頭には入ってなかった。

●事務局 そのものには入ってはいないと。ただ、自主的にやっていただくべきだとは思いますが。

●委員 でも、機構の社会的使命を考えたら、お医者さんの狭い医学の領域にとどまらないで、先ほども御指摘があったように、ソーシャルメディスンという領域もありますからね。その辺ちょっと柔軟に。ただ、目標の立て方にも問題がある。

●委員 ○○委員のコメントは、「1」がついている理由の多くが、「療護センターの短期入院事業に協力する病院に対する研修の実績が少ないため」ということで、これはもともとそういう病院が余りないようだという点もあって、この点で余り厳しい評価をするのはいかがなものかという御趣旨も含まれていたように伺っていますが、どういたしましょうかね。

●委員 私も、最初は「1」というのは厳しいのかなと思ってはいたんですけども、評点見ると「1」というのは「おおむね着実な実施状況にある」という、非常にいい評価なんですよね。そうだったら、もっと「1」があってもいいのかなという気もしたんですけどね。

●委員 それじゃ、これは厳しいようですけども、このままにしましょうか。それで必要があれば、先ほどいただいたコメントも付記するという点で。

ほかの点、よろしいでしょうか。

それでは、次の16ページからお願いします。

●事務局 16ページの(5)広報活動業務。これも介護料関係、交通遺児関係でございますが、「パンフレット、ポスターを全市町村等に配布をしまして周知徹底を図る。それから、療護センターのパンフレットも病院等に配布をしまして周知徹底を図る」ということでございますが、これにつきましてはパンフレットで約3500カ所、ポスターで約5300カ所に配布をいたしましたり、約1800カ所の病院に配布をしているということでございます。

それから、「各損保会社に協力依頼をしまして、受給資格者に対する周知徹底を図る」ということでございますが、これにつきましても各損保会社等につきまして周知徹底を図っているということで、この2つにつきましては着実な実施状況にあると認められたところでございます。

自動車損害賠償保障制度全般につきましては周知宣伝業務でございますが、「交通安全フェアの催しへの参加等」でございますが、こういったものにつきましても出展、あるいはパネル等の改善をいたしましたり、運転適性診断を参加体験型として実施しているということでございます。

「都道府県単位での交通安全に関する催し」といたしまして、支所単位で参加をしていただくということですが、これにつきましても 75 回参加しまして、周知宣伝活動を積極的に行っているということで、この2つにつきましては、着実な実施状況にあるということでございます。

17 ページで、自動車アセスメントに关します情報提供業務が続きます。「安全評価に係る指標、☆印の部分につきまして2%以上の改善を図る」ということですが、これにつきましては指標が 5.08 から 5.18 ということで、☆の数が 2.02%改善をしたということでございます。

②でございますが、「パンフレットの配布につきまして、各市区町村役場への要請、あるいはホームページの改善ということで、ユーザーに関する満足度に対する評価度を 4.0 以上が目標」でございますけれども、それに対しまして、配布回数を 15 年度以上したということとありますとか、年2回、試験結果の公表を行ったということと、ホームページの情報検索にも配慮したということとございまして、満足度も 0.27 ポイント向上して 4.08 になったということでございます。

「側面衝突安全性能評価につきまして、評価方法の改良を図るために、新たな調査試験を実施しまして、評価法についての調査研究を行う」ということですが、これについて歩行者頭部保護性能アセスメントの実施、それから側面衝突安全性能評価についての実施ということで、ヨーロッパのアセスメント実施機関で改訂されたものを新たに実施して、有効性の検証を行ったということで、これについてはおおむね着実な実施状況にあるということでございます。

18 ページでございますが、「前年度までに実施しました対象車種の実事故データの調査・収集ということと、新たなアセスメント事業の改善に資する」ということですが、15 年度データに基づきまして、実事故データと安全性評価の相関関係を解析して、正面衝突については高い相関が見られたという分析。

あるいは側面衝突の相関につきまして、さらに精度を高める努力をしている。

それから、障害部位ごとの相関関係を解析しまして、試験法・評価法の改善に資するということで、これにつきましては着実な実施状況にあるということでございます。

「海外のアセスメント関係機関との討論、情報交換、それから国際会議への参加」でございますけれども、これにつきましてはこういったものが実施されているということと、それから実事故データに基づく自動車の安全性能評価方法、予防安全、先進安全装置への

効果分析等の知見を得ているということでございます。

「業務改善状況につきまして、タスクフォースによりまして外部評価を行って、結果をホームページで公表する」といったことも実施されているということで、以上3つにつきましては、着実な実施状況にあるということでございます。

19ページの3. 予算につきましては、129ページをごらんになっていただきたいと思いますけれども、中期計画に基づいた年度計画の予算、収支計画、資金計画を策定しまして、計画に沿ってサービスその他業務の質の向上を図りつつ、適正な予算の執行を行っているということで、着実な実施状況にあるということでございます。

次は該当がないため省略をさせていただきます。

20ページは、その他主務省令で定める業務運営に関する事項でございます。施設及び設備に関する計画は、137ページにそれが出てきておりますけれども、千葉療護センター介護病床の整備が17年3月に完了しているということでございます。

それから、人事に関する計画でございますが、まず方針といたしまして、「サービスその他の業務の質の向上を図ること。それから、業務プロセスの見直しや集約化を実施すること。業務運営の効率化を図るということで、計画的な削減を行って人員の抑制に努める。

人材育成につきましても、指導講習業務における講師の育成や、適性診断業務のカウンセリング技術の向上を図るため、研修制度を実施する。

それから職員数を抑制しまして、期末時には339人」というのが計画でございましたけれども、業務全体の情報化・電子化の効率化、それから本部のマネージャー制による組織運営の効率化ということで、3名の削減を実施しております。17年度以降も計画的に人員を削減するというところでございます。

研修の充実をしまして、資質の向上をさせ、業務経費を削減しているということで、これにつきましては特にすぐれた実施状況にあるということでございまして、期末には337人になっているということでございます。

以上でございます。

●委員 ありがとうございます。

それでは、16ページからの部分でいかがでしょうか。

どうぞ。

●委員 16ページの(5)広報活動業務の①は、原案は「2」とありますが「1」でいかがであろうと。理由は、業務実績報告書の目次を見ていただきますと、「広報」というキー

ワードが2カ所ありまして、第I部の第2章の(5)の「広報活動業務」、それから第II部の自主改善努力評価に関する事項の6節に「広報の改善」とありますね。

まず103ページを見ますと、これも先ほど各論質問でちょっと出そうと思ったんですけども、なぜか広報と言いながら、実は交通遺児にだけ対象が限定されているんですね、この103ページを拝見しますと。だから、100ページの交通遺児などに関する支援業務の中で広報というのが位置づけられている。

●委員 そういう業務の中の広報ということを行っているんですね。

●委員 はい。そして147ページを拝見しますと、これは私が今、言おうとしている文脈の「広報」というキーワードで資料が整理されているんですが、147ページの一番最後の2行、「業務全般の理解を得ることに努める必要がある」と言って、つまり国民に対する認知度向上ですね。対策機構の認知度を高める広報という本来の意味の広報が、ここにやっとなってくるんですよ。言いかえますと、16ページの左側の、まず目標の立て方が不適切である。

つまり、事故を減らすというのは国民的課題ですので、きょうも冒頭にも御質問したように、アマチュアドライバーも対象にできるんですね、ここの業務として。けれども、ほとんどはまだ視野の中に十分入れていच्छゃらないということと関連して、「2」はちょっとぜいたく過ぎるかなということで「1」。「0」でもいいんですけども。

そういうことをちょっと知っていただきたいので、右の意見も、まず広報の理解が、147ページを見ると一応理解されているようだから、これをもっと拡大発展させるべきであろうということを書いて、交通遺児に対する広報活動という意味では「2」でもいいかもしれませんが、機構全体の評価をするときに、広報がここしかないんですね。非常にいびつであると思います。ですからちょっと私たち、どういうふうにかかわったらいいかかわからないんですけど。

ということで、ここしか自分の意見を出せないとすれば、「1」または「0」でどうであろうかと。

●委員 という御意見ですが、いかがでしょうか。

●委員 これは103ページを見ますと、中期目標としてそのことを与えられていて、それで中期計画を立てて、それに基づくものだから、その範囲内での評価という形。

●委員 はい、それはそれなりに、個別、ローカルな意味で私は理解しています。けど、もうちょっと別の視点、切り口があつていいんじゃないかと。この報告書を拝見すると、

繰り返しですけども、147 ページの最後の「今後の課題」でやっと出てくるんですよ。だからそれも自主改善ということで、だからお気づきでいらっしゃるなどは思います。だから全く「0」ではないんですけど、でも、弱いということですね。

今の国民的課題の中において、この程度の認識ではちょっと遅いんじゃないかと思っています。ちょっと批判的で申しわけありませんけど。激励したいということもありまして。

各委員の御意見でまとめてください。

●委員 一応、目標というのは決まっているんですよ。その目標に対する達成度ということがここでは問題となっているということではあるわけですが。

●委員 ここで「1」とか「0」をもらっちゃうと、やった方として場違いな印象をお持ちになるかもしれませんね。それはわかっています。

●委員 これもまた後で御議論いただきます、資料4の一番最後に、自主的改善努力に対する評定というのがあって、その後業務全般に関する意見という項目があり、ここで去年は「業務全般に関して、もうちょっといろいろ自主的な取り組みをしてくださいね」というニュアンスで書いたんですが、処理としてはこの16ページの、目標は事前に、最適な目標であったかどうかということになるかと思うんですが、それは一応「2」で達成しているとして、業務全般に関する意見というところで、少し強目の調子でいろいろ対外的な広報をもっとやるべきだということを書くことは考えられると思うんですが、そんなところでいかがでしょうか。

●委員 いいです。「広報」というキーワードはここでしかなかったものですから。

●委員 16ページの広報のところにも、意見欄に何か備考を少し書いて、気持ちが伝わるようにということでもよろしゅうございましょうか。

●委員 ありがとうございます。

●委員 ほかの点、いかがでしょうか。

どうぞ。

●委員 最後の人事に関する計画のところですが、参考に常勤職員数だけ書いてあるんですけども、これは人数3人減っていますよね。減って、パート、アルバイト、派遣なんということは、これ以外の職員はいないんでしょうかね。

●事務局 人件費という形が入っていない場合もあります。

●委員 入っていない。我々がよくやる手なものですから。(笑声)

それだったらやはり、削減されたということには余りならないのかもしれないですね。

人件費は安くなりますけどね。

●委員 相当安くはなるよね、間違いないですね。

●委員 だから置きかえで数字を出すという形をとれば、この部分の実現は非常にやりやすくだらうから、「3」はちょっと甘いかなという気もしたけども、こんなもんかなという。

●委員 そうですね。これもコメントを何かつけますか。全体としての人件費というのがどうなっているのかも明らかにしてもらいたいという感じのことですかね。

●委員 アウトソーシングなんかをやる部分というのは別に恥ずかしいことじゃないから、どんどんやっていいと思うんですよ。

●委員 そうですね。じゃあ、そこもちょっとその趣旨のコメントということで。

大体そのようなことでよろしゅうございましょうか。

そうしますと、事前の原案の評点を変えるというところはなかったかと思います。そうなりますと各項目の合計点数が 109 点で、項目数 52 で、所定の公式により 105%ということになりますので、順調という評価になりますが、そういうことでよろしいでしょうか。昨年よりは大分上向いたということかと思います。

続きまして、自主改善努力の点ですが、これは一番最後のページに書かれているようなところで、「相当程度の実践的努力が認められる」ということです。その理由がそこに書いてあるとおりでございますが、昨年はこのところが余りなかったのに対して、今年はそれなりに取り組んでいただけだと思いますので、こういうことでよろしゅうございましょうか。

ここは、読み上げはいいですか。それではそういう評価ということで、最後のページはまとめさせていただきます。

最後の業務全般に関する意見につきましては既に広報の点と、最後のそれぞれの該当項目に書けるところは書くということでいいかと思いますが、広報は特にここへ大きく書くということかと思いますが。

●事務局 あと学会の発表。

●委員 そうですね、学会の発表。

ほかに何かここに書いたらいいような。

●委員 土、日だとか、質という点の取り残し項目が。

●委員 そうですね。講習の質の改善といいますか、よりユーザーの立場に立った業務に努めていただきたいということですかね。

そのあたりのことを書くということによろしいでしょうか。表現ぶりについては、また事務局と私の方でまとめさせていただきたいと思います。

そ の 他

●委員 そのほか、何か全般に関して御意見等ございませんでしょうか。

●委員 私の方から、各委員の意見を伺いたいんですけど、私が冒頭に質問させていただいた業務の拡大という文脈で、アマチュアドライバーも視野に入れたらどうかという提案ですね。

つまり、今事業所に所属しているプロドライバーだけれども、適性診断と講習の対象になっていますね。言いかえますと対策機構としても、営業の量と質が拡大できるという見直しをお持ちになったようですので、私たちとしては少し応援、支援したいという気もありません。それはこの業務全般のところに書くのに該当する内容かどうか、ちょっと御検討いただきたいと思います。

ただ、一委員の要望だけにとどまる話か、あるいはこの評価委員全体がコンセンサスを得られるかどうかですね。その辺はいかがですか。

●委員 いわゆる独法の制度設計というんですかね、いわゆるミッションが与えられて、そのミッションの範囲内でやりなさいと。逸脱しちゃだめよという制限を課されているわけですね、まず一等最初に。業務を自己増殖的に拡大しちゃいけない。それをどう考えるかということと、その辺の個別法での目的ですかね。それを取り込める目的になっているのかどうなのか。中期目標がそれを取り込める内容になっているかどうかなんだろうと思うんですね。

だからそれが本来余り好ましくないからそれを取っ払うというのが、もちろんその前にあるのかもしれませんが、もしそれがあつたというのを前提にすると、なかなか足かせから離れられないかなという気がしますがね。それはどうなんですかね。個別法の目的とか、当法人の目的。

●事務局 独立行政法人に対する全体の方針があつて、一方では参考資料に業務運営の自主性とか自立性とか、あるいは理事長自身の裁量ということで、いろいろやってくださいという部分もありますので、私どもとしましては事故対策機構の中に、それこそあり方懇談会とか、そういった自主的に検討する場もございますので、それはそれでよく議論をし

ていただいてというふうに思っております。

●事務局 事故対策センターの組織自体が、今の現有組織からどのぐらい広げられるのか。その能力をどの分野に選択して集中投資すればいいのかというのは、物すごくしっかりと議論しないといけない問題で、ぱっとここに本当に書いていいのかどうかというのは、私もちょっと不安だなと思って。

●委員 人手不足ということをおっしゃいましたよね。だから、それは今おっしゃっていることと関係あるわけで。ただ、やっていけないと思っておられないし、将来的にはやりたいと思っていらっしゃるようだし。それは私たちも応援してあげたい。

●事務局 年度評価の位置づけとしては、あくまでも予め独法に対して国土交通大臣が与えたミッション、目標に向かってどのくらい着実に成果を上げているかということの評価が基本でございますので、そのミッションを拡大するかどうかというのは、まず年度評価の議論とは別であると考えております。

例えば中期計画終了時に、この中期計画はどうであったのか。それでは次の中期計画、中期目標をどうするのかという御議論のときにそういった議論はあり得るとは思うんですが、ちょっと話が大きくなり過ぎるのかなという気はいたします。

●委員 はい、ありがとうございます。

●委員 これ、白といってもやっぱりプロドライバーでしょうね。白ナンバーの車の運転手を出させているということなんじゃないですか。

●委員 各民間企業に所属している。

●委員 そうです、そうです。そうでないと我々のような……。

●委員 でも、我々でもいいんだそうですよ。

●委員 いいんだけど、実際はないでしょうね、そういうのは。あるんですか。

●委員 いや、若干あるんですよ。

●事務局 ただ、民間企業って言っても、例えば運転手の管理をする人、そういうようなところが非常に使いやすいところだと思うので、運転手単独っていうのは、いないことはないというのは伺っていますけども、確かに少ないと。

●委員 私みたいなオーナードライバーがその気になって行けば、応じてくれるそうです、ちゃんと手続とれば。

●委員 そうですか。

●委員 決して門戸を閉ざしているわけじゃないんですって。

- 委員 それらの末端のところ、付随的にそういうことを。
- 委員 ただ私は、もしそういうことが可能であれば、一般国民にもっと広報してよろしいんじゃないかと思ったんです。
- 委員 たくさん来られても困るでしょうね。
- 委員 そうなんですね。
- 委員 要するに、今後の課題だと思います。
- 委員 ということで今後の課題ということで、今回はそういうことでよろしゅうございましょうか。

それでは以上のことを踏まえまして、私の方に評価調書の取りまとめを御一任いただければと思います。

それでは、本日は長時間どうもありがとうございました。

事務局の方から御説明を、最後をお願いいたします。

- 事務局 長時間の御審議、本当にありがとうございました。

本日の分科会の内容等につきましては、議事の公開につきましては先ほど申し上げたとおりにさせていただきたいと思います。

議事録の公開に当たりましては、事前にその内容を御確認していただくため、議事録の案を委員各位に御送付させていただきたいと思いますので、お忙しいところ恐縮ですが、御発言内容の御確認をお願いいたします。

なお、当初御案内にございました、議題の「退職役員の業績勘案率の決定」につきましては、本日の業務実績報告を踏まえまして、改めて御審議いただきたいと思います。

本日は貴重な御意見、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回独立行政法人評価委員会自動車事故対策機構分科会を終了させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

閉 会